

環境・社会報告書 2017

新光電気工業株式会社



Contents

・トップメッセージ	2
・新光電気グループの製品・事業領域	3-4

特集

海外グループ会社における取り組み	5-6
・CSRの基本方針	7-8

社会的課題への取り組み

環境への配慮	9-18
人権・多様性の尊重	19-20
労働・安全衛生	21-24
地域社会への貢献	25-27
技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献	28-29
サプライチェーンによる社会的責任の推進	30-32

マネジメント

コーポレート・ガバナンス	33
コンプライアンス	34-35
リスクマネジメント	36-38
・CSR活動マネジメント：2016年度活動実績および2017年度目標	39-42
・財務・非財務データ	43-46
・事業概要	47-48
・重要性の評価・重要課題の選定	49
・ステークホルダーとのコミュニケーション	50
・編集方針・お問い合わせ先	51
・GRIガイドライン対照表	52-59

トップメッセージ

IoT や AI (人工知能) の急速な広がりや、ビッグデータの多様な活用等に代表されるように、従来とは次元の異なるイノベーションが経済活動や人々の生活に大きな変化をもたらしつつあります。その一方で、地球温暖化や資源枯渇、情報格差などのさまざまな社会的課題がグローバルに深刻化・複雑化する状況にあります。豊かで持続可能な社会の実現のためには、社会的責任の遂行を念頭においた事業運営が今日の企業には求められています。

こうした環境下にあって新光電気グループは、多彩な製品や幅広い技術により、人々の豊かな生活や社会の発展に貢献するとともに、グループの存在意義や大切にすべき価値観、社員一人ひとりの行動における原理原則をまとめた「SHINKO Way」に沿い、企業市民として事業活動を通じて社会的責任を果たすことを目指しています。



当社は、昨年創立 70 周年を迎えましたが、企業経営において地域社会への貢献と環境への配慮を創業時より一貫して大切にしてきました。

当社グループは、雇用や社会貢献をはじめ、地域に根ざした事業活動を展開してまいりました。海外の事業所においても、地域コミュニティや自治体と意見交換を行うことなどにより、現地の実状をふまえた活動を展開しています。昨年、創立 70 周年にあたり拡大した社会貢献活動を含め、今後も地域社会に沿った活動の充実をはかってまいります。また、ものづくりを行う企業の責務として、当社グループにおいては、環境保全を経営の最重要課題の一つと位置づけ、国内・海外拠点において多様な施策を実施してまいりました。昨今の活動においては、高密度な製品の製造におけるエネルギー消費の増大対策や二次お取引先を含めたサプライチェーンにおける取り組みの強化等が、展開における課題となっていますが、これらの課題等もふまえて環境保全活動をさらに深化させるべく取り組んでいきます。

今後も、新光電気グループを支えていただいているお客様やお取引先、株主の皆様、地域社会の皆様をはじめ、さまざまなステークホルダーの方々からのご期待に応え、社会から信頼される企業であり続けるべく、グループ社員一同ベクトルを合わせ、社会的責任を果たすと同時に企業価値の向上に引き続き注力してまいります。

皆様におかれましては、ここにご紹介する新光電気グループの取り組みにご理解をいただき、さらなるご支援とご鞭撻をいただければ幸いに存じます。

新光電気工業株式会社
代表取締役会長兼社長

豊木 則行

新光電気グループの製品・事業領域

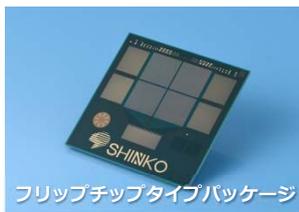
製品紹介

1946年9月に設立された当社は、創業当初の主な事業である家庭用ランプのリサイクルに始まり、電話交換機用ランプ、そして、半導体分野へ進み、半導体パッケージの総合メーカーへと展開してまいりました。

ランプ事業で培われた真空技術、金属材料の加工技術、ガラス封止技術、これらを深化させたテクノロジーは、当社グループの多彩な半導体パッケージの製品群の開発・製造に活かされています。

◆プラスチックラミネートパッケージ

ICパッケージの高速化・高密度実装へのニーズに対応して生まれたのが、有機樹脂材料を用いたプラスチックラミネートタイプのICパッケージです。主に、パソコンやサーバーのMPU、各種マイコン、メモリ、チップセット、ASIC、グラフィックアクセラレータ、車載向けなどに使用されています。



フリップチップタイプパッケージ



プラスチック BGA 基板

◆コンポーネント

高い気密性と優れた電気特性をもつガラス端子は、半導体レーザーや車載向けセンサーに採用されています。

また、半導体製造装置用のセラミック静電チャックやICチップの熱を効率よく放散させるヒートスプレッダー等の製造を行っています。



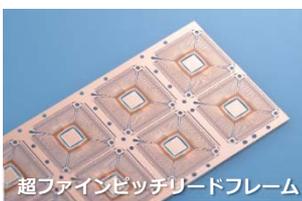
各種ガラス端子



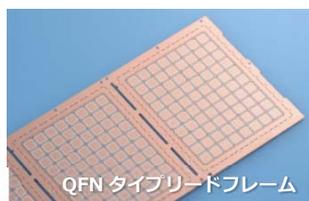
セラミック静電チャック

◆リードフレーム

リードフレームは、薄い金属板を用いた汎用性の高いICパッケージで、各種マイコン、メモリ、ASICなどに使用されています。微細なチップに対応した超ファインピッチリードフレームや小型・薄型化に対応したQFN、メモリ向けLOC、高い放熱性が要求される車載やパワーIC向け高放熱性リードフレームなどがあります。



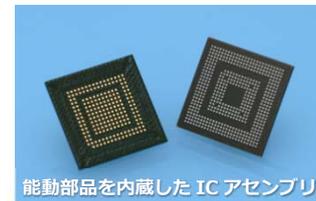
超ファインピッチリードフレーム



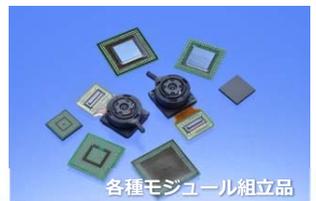
QFN タイプリードフレーム

◆IC アセンブリ

半導体の高性能・多機能化、小型化などの要求に対応した半導体デバイスの受託組立を行っています。高速化・小型化に優れたフリップチップアセンブリや能動・受動部品を内蔵したICアセンブリ、複数のICチップや受動部品を搭載した各種モジュールなどの組立を行っています。



能動部品を内蔵した IC アセンブリ



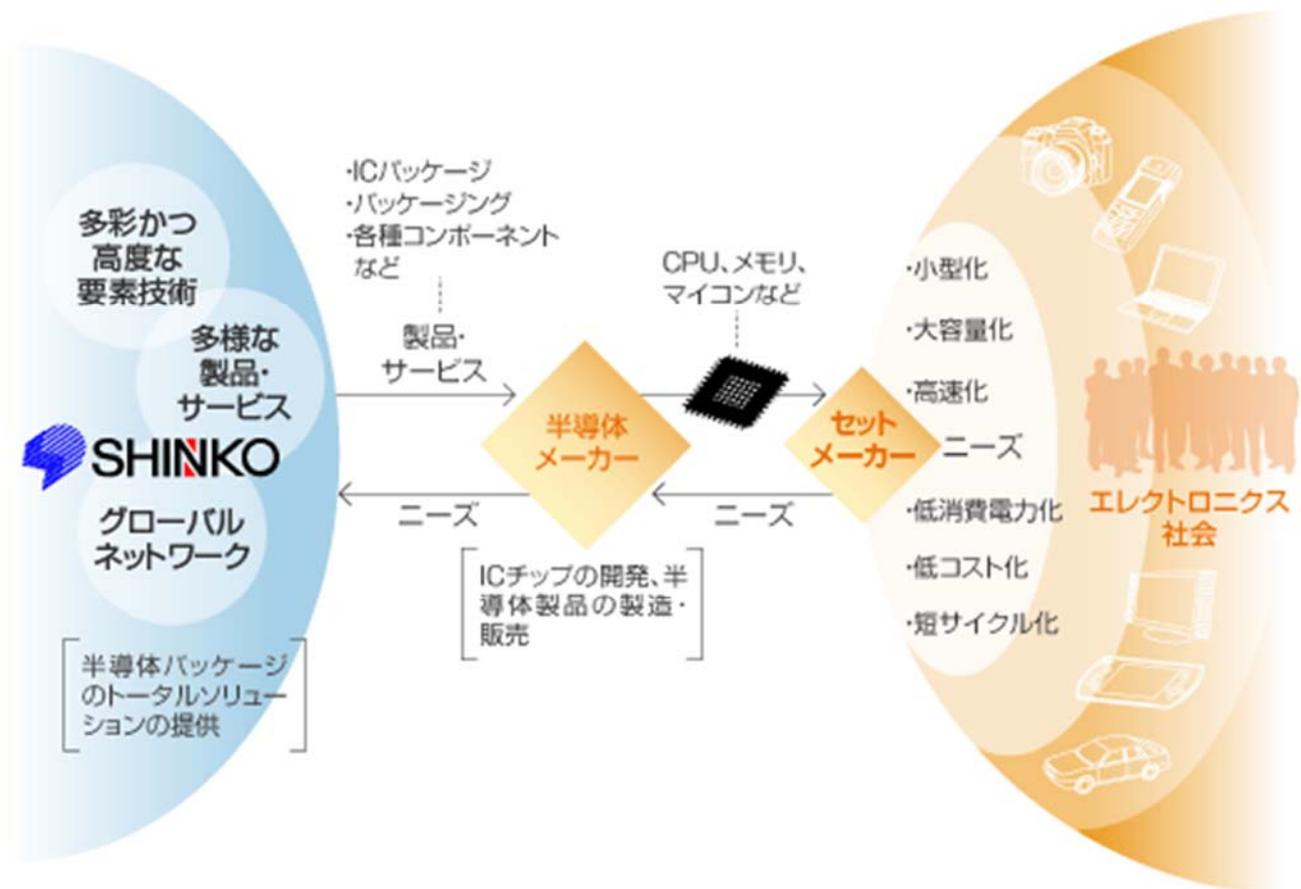
各種モジュール組立品

新光電気グループの事業領域

◆人々の未来をつないでいます

パソコン、携帯端末、デジタル家電など、人々の生活を豊かに彩るエレクトロニクス製品は、現代社会に欠かせない存在となっています。これら製品の頭脳ともいえる IC チップには、さまざまな機能や情報が凝縮されています。この IC チップを他のデバイスと電気的に接続し、その能力を最大限に引き出す役割を果たすのが半導体パッケージです。

新光電気グループは、半導体パッケージの総合メーカーとして、世界中の半導体メーカーやエレクトロニクスメーカーから寄せられる、小型化・高機能化などのニーズに応えることで、人々の生活をより豊かにする製品づくりに貢献しています。



海外グループ会社における取り組み

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (韓国)

当社グループにおけるグローバルな取り組みの一環として、海外のグループ会社においても各社の事業や地域の状況に応じ、さまざまな活動を展開しています。

海外のグループ会社の中から、KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (略称 KSM) においてこれまでに実施してきた主要な活動についてご紹介します。

今年 12 月に創立 30 周年を迎える KSM では、従前より地球環境保全活動の一環としてエネルギー (CO₂ 排出) 削減に注力するほか、地域に根ざした事業運営の観点より、社会貢献活動や女性活躍推進に向けた取り組み等、多様な活動を展開してまいりました。

環境保全活動

◆消費エネルギー (CO₂ 排出) 削減活動

KSM では、以前よりエネルギー (CO₂ 排出) 削減活動を積極的に推進しており、2010 年度からは 5 カ年計画を策定し、活動を展開してまいりました。

2010~2014 年度までを第一次 5 カ年計画の活動期間とし、CO₂ 排出量における売上高あたり原単位について、基準年 (2005~2009 年度平均) の 50%削減という高い目標を設定の上、活動を開始しました。50%削減というあえて高い目標にチャレンジしたことから、活動途中では改善テーマの発掘が思うように進まないなど、多くの課題にも直面しましたが、全社一丸となった活動展開により 5 年間で合計 242 件におよぶ改善テーマを実行するなど、大きな成果につながりました。残念ながら半減という目標には届きませんでした。基準年比で 37%の削減を達成することができました。また、多様な改善テーマの中で製造設備の運転方法改善においては、製品品質に影響が出ないよう慎重に何度も試験や評価を行い、長期間にわたり取り組んだ結果、製造設備の使用時間短縮や生産数量アップにより製品原価の低減にもつながるなど、副次的な効果も生まれました。

2015 年度からは第二次 5 カ年計画を策定の上、引き続きエネルギー削減に取り組んでいます。

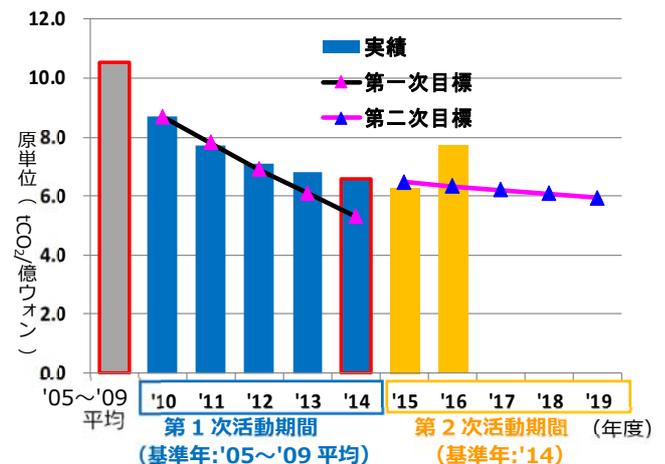


- ◆設立：1987 年 12 月
- ◆所在地：大韓民国全羅南道順천시
- ◆事業内容：ガラス端子等の製造・販売

KSM (順천시)



【CO₂ 排出量推移 (売上高あたり原単位)】



第一次 5 カ年計画(最終年:2014 年度) 活動結果

- CO₂ 排出量原単位：6.6CO₂t/億ウォン
- 基準年比：37%削減

第二次5カ年計画に沿った活動開始後、計画立案時には想定していなかったビジネス環境の大幅な変化等の要因もあり、2016年度の売上高あたり原単位は前年度より悪化する結果となりました。

今後は、従来からの常識にとらわれず着眼点を大胆に変えるなど、より一層知恵を絞って改善テーマの発掘に努め、第二次計画最終年の2019年度には目標達成できるよう引き続き注力してまいります。

社会貢献活動

◆工場周辺美化活動

KSMでは、毎年、秋と春に工場周辺の河川等の美化活動を行っています。2016年9月は、約30名の社員が参加し、KSMが所在する工業団地近隣の河川および道路約2kmにわたってゴミ拾いを実施しました。2017年3月には、工場の近隣にある小河川浄化活動として、ゴミ拾いおよび雑草除去を行いました。

◆自治体への椅子の寄贈

KSMがある順천시では、2013年に自然と生態をテーマとした韓国で初の国際庭園博覧会（順天湾国際庭園博覧会）が開催され、KSMはこの博覧会を記念して、地域市民の皆様や観光に訪れる方々にくつろいでいただけるよう椅子を寄贈しました。博覧会には440万人もの人々が訪れ、順천시よりKSMの支援に対し功労表彰が授与されました。

地域社会との共生

◆雇用創出・良好な労使関係に対する表彰 （順천시・労使民政協議会）

KSMでは、これまで円満な労使関係の構築、労働環境の改善を最優先課題として取り組んでまいりました。また、地域の大学・高等学校等と連携の上、地域における雇用創出に貢献するとともに、平等な雇用機会の提供に努めています。2014年には、雇用安定および地域経済の発展に貢献したことを評価され、順천시と同市労使民政協議会（労働者・企業・市民・政府四者で構成する協議会）より表彰を受けました。

人権尊重

◆女性活躍推進に向けた活動

KSMでは創立以来、男女雇用・昇進機会の平等および労働組合女性部に対する活動支援など、女性が働きやすい職場環境づくりに注力してまいりました。これらの活動は地域の行政からも高い評価を受けており、2016年5月にはKSMを代表し、活動に貢献があった社員が韓国雇用労働長官より表彰を受けました。

担当者の声

KSM 環境管理課長
蔡奎三



活動当初は大変苦労しましたが、皆で知恵を出し合い、ボイラーや冷凍機等の設備の電力削減や、外部ユーティリティ設備の高効率化等を実現することができました。地球環境保全に寄与できるよう、今後も継続して削減活動を推進していきます。



〔工場近隣の美化活動〕



〔順천시からの表彰〕



〔韓国雇用労働長官による表彰〕

CSRの基本方針

新光電気グループが創業当初より重んじてきたことは、発想と行動の原点をお客様に置き、より良いものづくりを行うこと、また、人材を育成すること、質素節約を徹底すること、夢（ロマン）を追い求めること、そして地域に貢献することです。

多くの社員によって実践されてきたこの精神を基本とし、2010年5月にSHINKO Wayを制定しました。

新光電気グループのCSRは、SHINKO Wayの実践です。SHINKO Wayの実践を通じ、グループとしてのベクトルをあわせ、社員一人ひとりの力を結集し、企業価値を持続的に向上させてまいります。

SHINKO Way

SHINKO Wayは、社会における新光電気グループの存在意義、大切にすべき価値観および日々の活動において社員一人ひとりがどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。

SHINKO Wayを実践することによって、お客様、お取引先、株主・投資家、地域社会の皆様ならびに社員等、ステークホルダーの方々との調和をはかるとともに、ものづくりを通じて、世界中の人々の豊かな生活を支え、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。

◆SHINKO Wayの体系

SHINKO Wayは企業理念、企業指針、行動指針、行動規範の四要素から成り立っています。



企業理念

技術力	ものづくり	発展性	国際性	温かさ
創業者精神	質素儉約	現場主義	片手にロマン、片手にソロバン	温かさ

目指します

社会・環境	社会に貢献し地球環境を守ります
利益と成長	お客様、社員、株主の期待に応えます
株主・投資家	企業価値を持続的に向上させます
グローバル	常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員	多様性を尊重し成長を支援します
お客様	かけがえのないパートナーになります
お取引先	共存共栄の関係を築きます
技術	新たな価値を創造し続けます
品質	お客様と社会の信頼を支えます

良き社会人	常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します
お客様起点	お客様起点で考え、誠意をもって行動します
三現主義	現場・現物・現実を直視して行動します
チャレンジ	高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します
スピード	目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します
チームワーク	組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

- 人権を尊重します
- 知的財産を守り尊重します
- 法令を遵守します
- 機密を保持します
- 公正な商取引を行います
- 業務上の立場を私的に利用しません

環境への配慮

美しい地球環境が次世代へと受け継がれるよう、新光電気グループは、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、計画的かつ継続的に活動を展開しています。

環境方針

次世代へ引き継ぐ豊かな環境と豊かな社会への貢献を目指し、地球環境に対する私たちの責務を環境方針として掲げています。

環境方針

SHINKO Way の理念に基づき、地球環境と企業活動の調和をはかり、「ものづくり」を通じて地球環境の維持向上に貢献する。

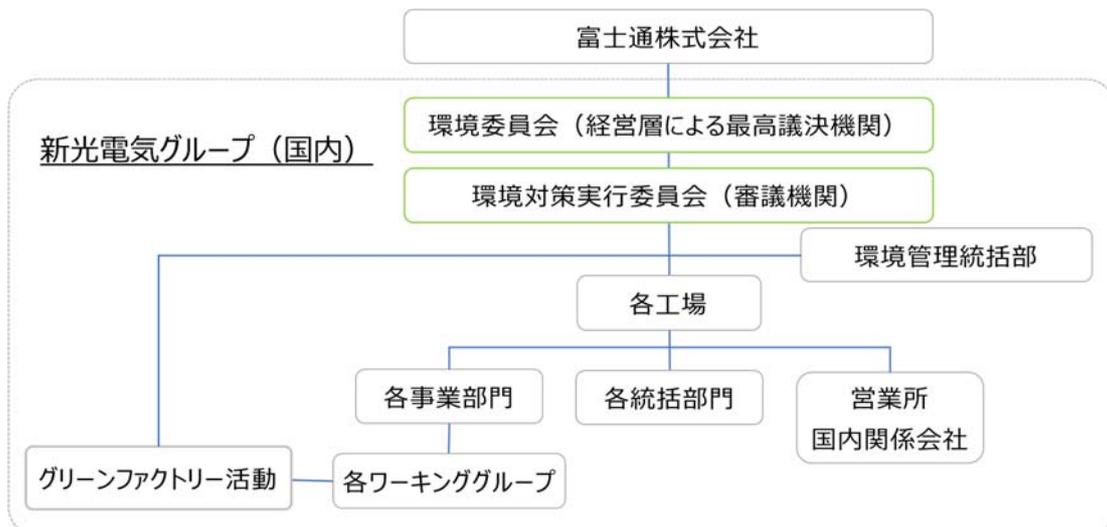
【行動指針】

1. 環境課題は事業継続の根幹と考え、環境負荷を低減する。
2. 自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
3. 国内外の環境規則および要求事項を順守し、社会的責任を遂行する。
4. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善をはかる。
5. 気候変動対策や生物多様性保全、資源の有効利用などの地球環境保全に貢献する。

この環境方針を達成するために環境目的・目標を設定するとともに、環境方針および環境目的・目標の見直しを年1回以上行う。

推進体制

新光電気グループ（国内）は、ISO14001 の認証を富士通グループ統合認証によって取得しています。事業部門ごとに目標値を設定し、環境負荷低減活動を事業活動の中に取り込み推進しています。



環境マネジメントシステムの維持・改善

◆環境教育

社員一人ひとりが常に環境に配慮した行動をとり、良き企業市民として継続的な活動を行うため、社員全員を対象とした一般従業員教育（2年毎）および専門技術・技能者に特化した環境業務従事者教育（毎年）を実施しています。

また、入社時の教育においては、地球の環境問題や動向、当社における環境保全活動に加え、配属後すぐに実行してほしい各人の取り組みなどについても説明しています。

◆環境啓発活動

毎月社員向けに、季節にあわせた身近なエコロジーテーマや、電気・電子機器への使用が規制される含有化学物質等の法律（RoHS 指令等）の動向等といった専門的な話題、当社を取り巻く環境課題や達成しなければならない目標など、さまざまな情報を発信しています。特に省エネルギーについては、資源・エネルギー低減化プロジェクト活動の活性化と情報共有を目的に、省エネアイテムを見つける際のキーワードや具体的な活動・事例をわかりやすく紹介する「省エネニュース」を年5回発行しています。

また、環境部門ホームページでは、環境部門からの一方的な情報発信にならないよう、社員が意見・要望を自由に投稿できるコーナーを設け、社内で情報を共有しています。

◆環境関連法規制への対応

環境関連法規制への適正な対応がはかられるよう、法令・県市条例だけでなく、公害防止協定・業界指針・顧客からの環境要求等、それぞれの最新情報を定期的に入手し、四半期毎に順守状況の確認を行っています。また、内部環境監査においても、適用法規制の把握に漏れが無いが、順守状況の確認手段は妥当か、などのチェックもしています。

2016年度は新光電気グループ（国内）において、行政からの指導が1件あり、是正対策を実施しました。さらなる管理体制の強化に努めてまいります。

◆社内内部環境監査

当社では、被監査部門を内部監査対象部門とセルフチェック対象部門に分け、内部監査とセルフチェックを1年毎に入れ替えて実施しています。内部監査は、内部監査員がその部門に行き確認を実施しますが、セルフチェック方式は、チェックシートへ回答することで、自部門の問題点と改善点を見つけ出し自発的な改善を促す取り組みです。

2016年度は、重点課題に法令順守を挙げ、全96部門中41部門に対し内部監査を実施し、55部門においてセルフチェックを実施しました。『軽欠点』2件、『観察』3件の指摘事項がありましたが、すべて是正処置と運用改善を行いました。

内部監査、セルフチェック、いずれにおいても特に大きな問題は発見されず、環境マネジメントシステムのPDCAが確実に機能していると判断されました。

◆富士通グループ内部環境監査

2016年度の富士通グループ内部環境監査は、本社および全工場（5工場）に対し、環境マネジメントシステムの遂行状況、法令順守、第8期富士通グループ環境行動計画への対応状況、プラントの適正運転・管理等について実施されました。

『観察』1件の指摘事項がありましたが、是正処置と運用改善を行いました。

◆マネジメントレビューの結果

<2015 年度マネジメントレビューに対する 2016 年度のフォローアップ状況>

2015 年度レビュー時のコメント	2016 年度対応
1) 2016 年度は第 8 期環境行動計画が始まる。環境に配慮した事業活動を展開するとともに、富士通グループの計画に基づき、新光電気らしい活動を遂行していく。	環境方針を改版し、新光電気らしさを追加。 第 8 期環境行動計画 (CO ₂ ・廃棄物・水・グリーン調達) に対して目標達成済み。
2) エネルギーの効率的な活動は「資源・エネルギー低減化プロジェクト活動」を中心に推進し、設計段階からの省エネ盛り込み、廃熱回収、LED 化等の確実に結果に結びつく施策を進める。また廃棄物、排水の抑制も考慮する。	計画通りの施策の推進を行った。 また水のリサイクル推進によって排水量の抑制に寄与した。
3) 創立 70 周年を迎えるにあたり、さらに近隣環境に配慮し環境保全活動を含めた社会貢献活動に積極的に参加し、地域社会に貢献する。	工場周辺美化活動の実施回数を増やしたが、工場見学の申し込み件数が減少したため、社会貢献活動へのべ参加時間は 2015 年度を下回った。
4) 改正 ISO では事業目標と環境目標の統合が求められている。環境課題は事業存続の根幹・ベースと考え、環境に配慮した事業活動を展開する。	環境面での全社的な課題を明確にし、事業目標とも結びつけた目標を設定し活動を行った。

<2016 年度マネジメントレビューの結果>

(環境管理統括責任者からのコメント)

- (1) 事業存続のためにも環境課題への配慮は不可欠。事業活動と環境目標の両立を確実にする。
- (2) 第 8 期環境行動計画の中間年のため、最終年に向けて目標達成に結びつく活動をさらに推進する。
- (3) 「資源・エネルギー低減化プロジェクト活動」を中心に、水も含めたエネルギーの効率的な活動をさらに推進し、確実に結果に結びつく施策を進める。
- (4) 真の環境負荷低減のためには、設計・プロセスの段階から環境に配慮した計画を行う。

第8期環境行動計画と実績

「第8期環境行動計画」は、2016～2018年度の環境目標です。分野ごとに3年間で達成すべき具体的な目標を設定しています。新たに掲げた目標は、水使用量の削減に向けた具体的な数値目標と、グリーン調達における二次取引先への活動拡張です。

※ 自己評価 ○=目標達成 ×=目標未達

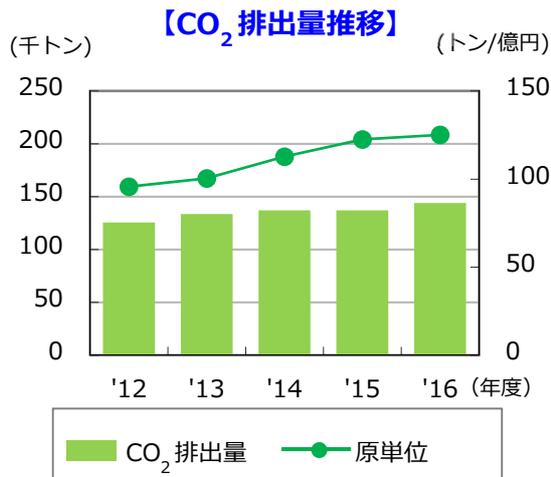
項目	第8期環境行動計画の目標	2016年度目標	2016年度実績	自己評価※
自らの事業活動	【エネルギー消費 CO ₂ 削減】 ・事業所におけるエネルギー消費 CO ₂ を 2018 年度末までに、2013 年度比 17% 増に抑制する。	2016 年度末までに、エネルギー消費 CO ₂ 排出量を 2013 年度比 13.5% 増に抑制する。	2013 年度比 8.1% 増に抑制	○
	【廃棄物削減】 ・廃棄物の発生量を 2018 年度末までに 2012～2014 年度平均比 25% 増に抑制する。	廃棄物の発生量を 2016 年度末までに 2012～2014 年度平均比 19.1% 増に抑制する。	2012～2014 年度平均比 12.6% 増に抑制	○
	【水削減】 ・水使用量を 2018 年度末までに 2014 年度比 5% 分の削減施策の積み上げを行う。	水使用量を 2016 年度末までに 2014 年度比 1.8% 分の削減施策の積み上げを行う。	2014 年度比 1.9% 分の削減施策の積み上げ	○
	【グリーン調達活動の推進】 ・サプライチェーンにおける CO ₂ 排出量削減の取り組みを推進する。 ①二次取引先を持つ一次取引先 100% への依頼・支援 ②対象取引先 100% への調査実施 ③調査票の回収率:90%	サプライチェーンにおける CO ₂ 排出量削減の取り組みを推進する。 ①二次取引先を持つ一次取引先 100% への依頼・支援 ②対象取引先 100% への調査実施 ③調査票の回収率:90%	①二次取引先を持つ一次取引先への依頼・支援 : 100% ②対象取引先への調査実施 : 100% ③調査票の回収率: 100%	○
運用管理	【化学物質排出量の抑制】 ・化学物質の排出量を 2012～2014 年度の平均以下に抑制する。	活動の継続	活動の継続	○
	【社会貢献活動】 良き企業市民としての活動 ・社員が社会とともに取り組む社会貢献活動を増やすよう支援する。	活動の継続および数値把握	活動の継続および数値把握	○
	【社会との協働】 ・生物多様性などの社会・環境課題の解決に取り組む活動を支援する。	活動の継続	活動の継続	○

環境行動計画の目標管理対象は EMS (Environmental Management Systems) 活動範囲です。

地球温暖化対策

◆活動実績

2016年度のエネルギー使用に起因するCO₂排出量は143,961トンで前年度比約5%増加となりました。これは主に生産増に伴う使用エネルギー量増加によるものですが、近年、製品の高密度化、多品種化による製造工程の複雑化、電気炉使用等、エネルギー密度の高い製品へシフトする傾向にあり、現在、この傾向をふまえた活動にも注力しています。



◆資源・エネルギー低減化プロジェクト

従来の省エネルギー活動を見直し、2013年度に『資源・エネルギー低減化プロジェクト』を立ち上げ、「2020年度までにエネルギー使用量を半減」という高い目標を掲げて活動しています。活動開始以降4年間において、さまざまな取り組みの結果、22,000トン相当のCO₂を削減することができました。

<2016年度の活動事例>

- ・ 役員も含めた関係者全員による製造現場での省エネ検討会やパトロールの実施
- ・ 新規製造設備の省エネ設計強化
- ・ 製造工程内における低エネルギー機器への転換



〔現場での省エネ検討会〕

現在活動中の具体的な施策をご紹介します。

<廃熱の回収・利用>

2015年度から活動強化している廃熱回収は、主に製造設備から排出される温水・温風等の熱エネルギーを、熱交換器で回収し、その熱を工場へ供給する水の加温に使用し、今まで加熱に使っていたエネルギーを削減しています。

2016年度は、全社への水平展開に注力し、すべての事業部門において、廃熱の回収・利用を導入しました。

導入件数：19件

導入効果：20百万円/年削減 600t-CO₂/年削減



〔廃熱回収熱交換機〕

<その他の主な施策>

- ・ 高効率設備への更新（冷凍機・空気圧縮機等）
- ・ 製造設備の待機モード化（製品加工時のみ稼働）

原材料削減の取り組み

当社グループの製品は、エネルギーと原材料を用いて作られ、梱包材を使って出荷されます。材料加工時に出る端材や不良品などは、それまでに投入したエネルギーや原材料を無駄にしてしまいます。これらの無駄をできるだけ減らす歩留り改善に注力しています。また、一度使用したものをリサイクルし、新たな原材料投入の削減にも取り組んでいます。

<原材料削減事例>

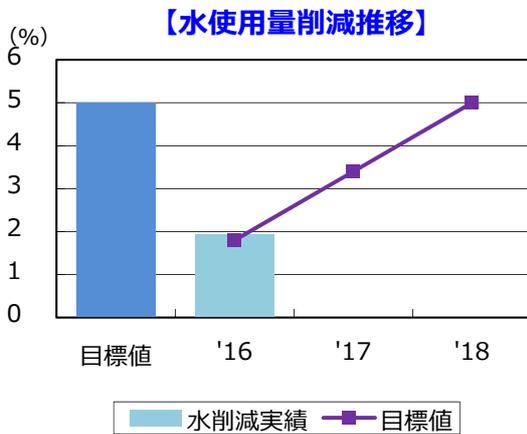
- ・ 端材削減や不良率低減による歩留り改善
- ・ 工程廃液を廃水中和剤として利用（中和用薬品削減）
- ・ 部材に塗布する薬品を変更し洗浄溶剤を廃止
- ・ 治工具の延命化/交換時期の見直し
- ・ 間接材料のリサイクル（新品使用削減）

水使用量削減活動

◆活動実績

第8期環境行動計画から新たに追加した「水使用量削減」は、2014年度（対象拠点：若穂・高丘・新井工場）の水使用量2,360千m³の5%（118千m³）削減を目標に、製造部門・ユーティリティ管理部門による水使用量削減プロジェクトを立ち上げ、各設備の水使用量や廃水の汚れ状況などを調査することから活動を始めました。2016年度は、1.8%（約43.2千m³）の削減の目標に対し、1.93%（45.3千m³）削減することができました。

具体的な施策として、製造設備から排出される廃水のリサイクル化、製品洗浄用の水の使用量削減などを実施しました。



◆廃水のリサイクル化

「水を使わない」「少ない水で効率的に汚れを落とす」「使った水はリサイクルする」これらが水資源の有効利用を考える際のキーワードです。

汚れの少ない水はすべて再利用をしています。汚れが多い水についても、ろ過装置を通すなど再利用可能な水にする技術の導入に取り組んでいます。

2016年度は、製造工程で使われた水の46%を再利用しました。

廃水のリサイクル化の事例をご紹介します。

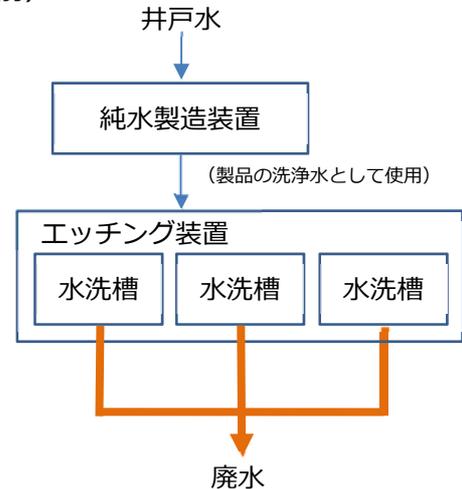
<エッチング装置の水使用量削減>

エッチング装置の水洗槽から出る廃水は、汚れの程度によって処理方法が決められています。

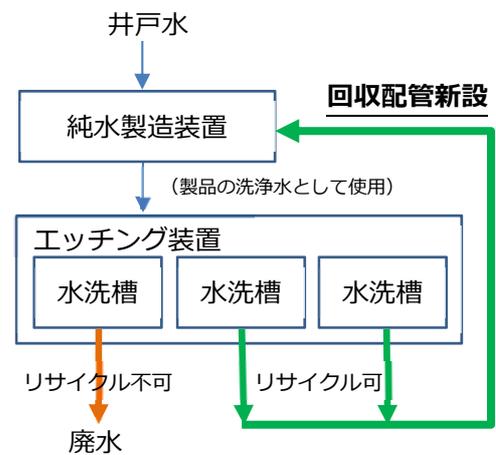
新井工場では、このエッチング装置のすべての廃水について汚れ具合を確認し、廃水の処理方法を見直

しました。その結果、2箇所の水洗槽について、リサイクル可能と判断できたため、回収配管を新設して純水製造装置へ送り、廃水再利用に切り替えました。これにより、年間7,387m³に相当する水の使用量を抑制することができました。

(改善前)



(改善後)



廃棄物削減活動

◆活動実績

2016年度の総排出物量（廃棄物量+有価物量）は、前年度比13%の増加となりました。廃棄物量が29%増加した結果、有価物率は83%（前年度比2%減）となりました。廃棄物量の増加は、製品の世代交代に伴い、社内での薬品廃水処理が困難になってきたことや、市場変化により、従来有価物であった品目の廃棄物化が主な要因です。

【廃棄物量および有価物量の推移】



<廃棄物削減事例>

1. プロセス改善による廃棄する製品端材の削減
2. 薬品変更による洗浄溶剤廃液全廃

環境リスク対策

◆薬液設備の安全対策

設備の老朽化による薬液漏えいが発生しないよう、定期点検結果や配管およびタンク等の設置年数を考慮し、早めの更新をしています。2016年度は高丘工場のめっき前処理設備を更新し、薬液漏えい防止と作業の安全性向上をはかりました。



〔めっき前処理設備〕

◆ユーティリティ設備の更新

各工場のユーティリティ設備は設置年数やエネルギー効率などを考慮し、計画的に更新を行っています。2016年度は新井工場の冷凍機設備、高丘工場の廃水処理設備を更新しました。これらの更新により省エネ効果が得られるとともに、供給や処理の能力不足も解消されています。



〔廃水処理設備の更新〕

◆工場の安全管理

各工場の施設管理部門では、毎月安全総点検を実施しています。この点検は、順法・環境保全・事故の未然防止の観点から行われています。

また、緊急時対応訓練も定期的を実施し、環境リスクの低減と安全管理の徹底を目指しています。



〔緊急時対応訓練〕

◆大規模災害時帰宅困難者対応

大規模災害時における帰宅困難者の避難場所について、2016年度は、更北工場内に必要なライフラインを供給するための設備を設置しました。停電時も非常用発電機により必要な電源を確保し、照明の点灯や水道停止時のトイレ使用が可能となりました。



〔非常用発電機〕

トピックス

◆富士通グループ環境貢献賞「環境優秀賞」を受賞

富士通グループ内における、社員の環境に関する取り組みを促進することを目的とした「富士通グループ環境貢献賞」表彰式が2017年6月に開催され、当社の全社資源エネルギー低減化プロジェクトで取り組んだ「廃水から新たなエネルギーの創出」が「環境優秀賞」を受賞しました。



〔環境貢献賞表彰式〕

◆新潟県環境保全連合会より表彰（京ヶ瀬工場）

2016年7月に京ヶ瀬工場が新潟県環境保全連合会より「環境保全優良事業所」として表彰されました。京ヶ瀬工場においては、2013年に敷地内にメガソーラーを設置した他、CO₂排出や廃棄物の削減、VOC対策の推進、使用薬品の削減、蛍光灯のLED化など、社員一人ひとりが、積極的に環境負荷低減に努めてきた成果が表彰の対象となりました。



〔環境保全優良事業所表彰状(京ヶ瀬工場)〕

海外拠点の取り組み

当社グループの海外生産拠点においても、各国・地域状況に即したさまざまな活動を展開しています。

◆SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (SEW)

SEW (中国) では、これまで層間紙などの梱包材の削減・再利用を行ってきましたが、これに加えて製品梱包時に防湿のために入れる乾燥剤の再利用にも取り組みました。

乾燥剤の再利用方法は、加熱して水分を飛ばすのが一般的ですが、この方法では加熱炉による加熱作業や排気施設等の設置にコスト・時間がかかること、また、SEW からお客様までの輸送時間は3時間程度と外気放置が短く、使用後でも乾燥剤には十分な吸湿性能が残されていることに着目し、乾燥剤をそのまま再利用することにしました。

乾燥剤は、色の変化により吸湿状態を識別できるものに変更し、十分な吸湿能力を確保するための使用限度色見本を作成しました。お客様のご協力により不要になった乾燥剤は専用回収箱で回収し、SEW で色見本に沿って選別をして再利用します。

この結果、梱包輸送にて破損してしまう一部の間接材料を除き、回収率およびリユース率は重量比で90%から98%となりました。

乾燥剤の回収再利用



◆SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

SEM (マレーシア) では、エネルギー削減の一環として、2012年から空調用電気使用量の削減に取り組んでいます。

製造工場・事務所・食堂などの空調を、水冷式の大型空調設備から、空冷式個別エアコンに順次切り替えをしています。これにより、2016年度は製品単位あたりの空調用電気使用量が2015年度比9.9%削減することができました。

従来使用していた大型空調設備は、大型の水冷式冷凍機で一度に冷気を作り、大型空調機を使って広範囲の各所へ送風するシステムで、工場や事務所をまとめて冷却していました。

このシステムは、建物全体に送風するため不要な場所にも送られます。また、製造設備の稼働等により室温が上がりやすい工場に合わせた温度で送風するため、事務所では冷え過ぎてしまうなど、細かい調節ができませんでした。

これに対し、空冷式個別エアコンは必要な場所への設置や、その場所に適した設定や使い方ができるため、不要な場所への送風ロスや必要以上に冷やし過ぎる、などをなくすることができました。

この結果、2016年度までに、取り組み前に比べ製品単位あたりの空調用電気使用量を21.4%削減することができました。

※KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO.,LTD. (KSM) における活動については特集ページ(5~6ページ)をご覧ください。

2016 年度の環境負荷

〔INPUT〕

エネルギー投入量	3,106,435 GJ	物質投入量	16,672 トン
・電力	273,263 MWh	・原材料	13,937 トン
・重油	0 千ℓ	・化学物質	2,735 トン
・軽油	2 千ℓ	水資源投入量	3,255 千m ³
・天然ガス、LPG	15,634 千m ³	水資源リサイクル率	46 %
・自然エネルギー	47 MWh		

エネルギー投入量
軽油 847 千ℓ



〔OUTPUT〕

大気への排出		水域への排出	
・CO ₂ (Scope1)	32,739 トン-CO ₂	・排水	2,832 千m ³
・CO ₂ (Scope2)	111,218 トン-CO ₂	・BOD	257 トン
・CO ₂ 以外の温室効果ガス (Scope1)	791.8 トン-CO ₂	排出物	19,545 トン
・NO _x	19 トン	・有価物	16,143 トン
・SO _x	0 トン	・有効利用廃棄物	3,388 トン
化学物質	5 トン	・廃棄処理物	14 トン
		・有効利用率	99.9 %

大気への排出
CO ₂ 2,239 トン-CO ₂

INPUT	
エネルギー	生産活動に関わる電力、重油、天然ガスなどのエネルギー量
自然エネルギー	太陽光による発電量
原材料	製品の素材および原材料の使用量
化学物質	PRTR 対象物質の取扱量
水資源投入量	工場等で新たに投入した水の量
水資源リサイクル率	(総使用量 - 水資源投入量) / 総使用量
エネルギー (物流)	お客様への製品納入 (国内流通分) にかかった運送エネルギー量

OUTPUT	
CO ₂	工場等で使用したエネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量 (富士通グループ GHG プロトコルで換算) Scope1 は重油、ガス、軽油 Scope2 は電気、からの二酸化炭素排出量
CO ₂ 以外の温室効果ガス	工場等から排出された CO ₂ 以外の温室効果ガス (CH ₄ , CF ₄ , SF ₆) の GWP 換算 (Scope1)
NO _x	工場等のボイラーなどから排出された窒素酸化物量
SO _x	工場等のボイラーなどから排出された硫黄酸化物量
排水	工場等から下水道や河川などに排出された水の量
BOD	工場等から排水に含まれて排出された量 (BOD・・・生物化学的酸素要求量、河川の有機汚濁を測る指標)
化学物質	PRTR 対象物質の排出量
排出物	工場等で不要になった物の総排出量
有価物	排出物のうち、有価で売却した量
有効利用廃棄物	排出物のうち、リサイクル用に排出した量
廃棄処理物	排出物のうち、単純焼却および埋立てした量 (ゼロエミッション対象外廃棄物も含む)
有効利用率	(有価物量 + 有効利用廃棄物量) / 排出物量
CO ₂ (物流)	お客様への製品納入 (国内流通分) にかかった運送エネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量

※集計対象：新光電気グループ (国内)

人権・多様性の尊重

新光電気グループにとって社員は最大の財産です。当社は社員の人権および多様性を尊重し、誰もがいきいきと働ける職場づくりを目指しています。当社の目指す誰もがいきいきと働ける職場とは、「さまざまな特性や価値観を持った社員一人ひとりが、その多様性を互いに尊重し合い、その個性を活かし、持てる力を最大限に発揮できる場」、「あらゆる社員が多様な視点から自由闊達に議論することにより、イノベーションを引き起こし、新たな知恵と技術を創造し続ける場」です。性別・年齢・障がいの有無・国籍・価値観等の違いを受け入れ、ともにいきいきと働ける職場づくりを目指しています。そして、いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業であり続けます。

人権尊重への取り組み

新光電気グループ共通の価値観を示す SHINKO Way では、行動規範の一番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

SHINKO Way の行動規範を社員の行動ベースにまで詳細化したガイドラインとして、統一的に「GBS」(Global Business Standards) を運用し、人権尊重の考え方についても全世界の新光電気グループで共有しています。

また、「新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止などに取り組んでいます。

◆人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修の実施や自治体の開催する人権研修への積極的な参加により、人権啓発活動を推進しています。2016 年度も引き続き、職場においてお互いの人権を尊重し合える職場づくりを目指して、全管理職を対象に職場マネジメント研修を実施しました。

さらに、全社員向けに e-Learning および職場内教育を実施し、新光電気グループ（国内）社員約 4,300 名が受講し、100%の受講率となっています。階層別教育では、ディスカッションを中心に、社員一人ひとりが人権について考え、話し合う環境づくりに取り組むなど、人権尊重の意識向上をはかっています。

また、人事勤労業務や採用業務に携わる管理職・担当者には個人情報・プライバシーの保護、公正採用に関する教育を実施し、人権侵害に対する注意を促しています。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ（以下 SHINKO）は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向け、組織的に取り組みます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKO は、雇用における機会均等に努めます。
SHINKO は、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKO は、社員の雇用において、事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKO は、強制労働をさせません。
SHINKO は、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKO は、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

◆人権相談窓口の設置

当社では、社員が、人権や企業倫理に反する、あるいは反する疑いがあることや判断に迷うことについて、相談できる窓口として、「企業倫理ヘルプライン（社内／社外相談窓口）」を設置しています。

特に、セクシュアル・ハラスメントなど人権に関する相談については、各工場にも人権相談窓口を設置し、人権侵害にかかわる事態が発生した場合には、その情報を迅速に把握し、適切な対応がとれる体制を整えています。

また、海外拠点向けにも内部通報制度を導入・運用し、全海外拠点において通報・相談できる体制を構築しています。

新光電気グループで働くすべての社員が利用できるよう、利用方法などを記載したカードの配布やポスターの掲示により周知に努めています。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションがとれるような体制づくりや指導を行うとともに、問題の早期発見、早期対応のため、人権相談窓口の利用を促進してまいります。

活力ある企業風土づくり

さまざまな個性や考え方をを持った社員が、その能力を結集することで企業価値を高めることができます。そのために、当社は、社員の多様性を尊重し、社員一人ひとりの日々の働きがい、生きがいをともに高められるよう、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

◆個人の生活と仕事の調和

当社は、企業指針「社員：多様性を尊重し成長を支援します」に基づき、以前よりダイバーシティを尊重する活動を推進しています。仕事と家庭の両立支援についても継続的に取り組んでおり、2007年と2013年の2回にわたり長野労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得しています。

2015年7月には、さらに高い水準の取り組みを行った



企業が認められる「特例認定（プラチナくるみん認定）企業」として認定されました。

2016年度は2015年度に引き続き、年次休暇の一斉取得日の設定や所定外労働の制限を強化するなど働き方の柔軟化により、仕事と育児の両立支援をはかりました。このようなさまざまな取り組みにより、当社では女性の平均勤続年数が男性を上回っており、全国でも高いレベルとなっています。また、2016年度には、育児、家族介護、配偶者の転勤により退職した社員を再雇用する制度を設置しました。

今後も育児・介護等の家庭事情を持つ社員が、どのライフステージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実および企業風土の醸成に力を入れてまいります。

◆女性の活躍推進に向けた取り組み

当社はこれまで、階層別教育においてダイバーシティ研修を実施し、男女共同参画の社内浸透を推進してまいりました。女性活躍推進法の施行に伴って2016年3月に策定した事業主行動計画に基づいて、2016年度は産前産後休暇や育児休職を取得し復職してきた社員を対象にした「育児休職復職者のキャリア形成支援セミナー」を実施し、復職後のキャリア形成の意識づけを行う場としました。入社2年目の社員を対象とした「若年層向けのキャリア形成支援セミナー」では、今後のキャリア形成を意識するとともに、男女共同参画の基礎を重点的に学びました。また、「女性の活躍推進に向けた管理職の意識向上」のための集合研修も管理職向けに実施しました。今後も継続的に取り組むことにより、目標の達成を目指します。

【女性活躍推進法に基づく行動計画（抜粋）】

【行動計画】

（2016年4月1日～2020年3月31日）

《目標》

2020年までに女性管理職数を2倍にする。

（2015年比）

《取り組み内容》

- ・若年層向けのキャリア形成支援セミナーの実施
- ・育児休職復職者のキャリア形成支援セミナーの実施
- ・女性の活躍推進に向けた管理職の意識向上

労働・安全衛生

新光電気グループは、SHINKO Way の企業指針に基づき、社員が安全・快適に働くことができる職場環境を提供するとともに、社員の安全確保をはかっています。当社においては、全社的な安全衛生・防火防災推進体制を整え、マネジメントシステム型の管理手法を導入・運用し、全社員の安全衛生・防災活動への積極的な参画による、安全衛生・防災水準の継続的な改善をはかっています。また、社員一人ひとりが仕事を通じてその能力や専門性を高め、目標に向かって挑戦し、自己の成長を実現できるよう支援しています。

安全・快適な職場環境づくり

新光電気工業株式会社 全社安全衛生・防火防災基本方針

当社は、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、すべての事業活動において、

「安全と心とからだの健康を守る」ことを最優先に取り組み。そして以下の方針に基づき、全社一体となって安全衛生・防火防災活動を積極的に推進し、災害のない安全で快適な職場環境の実現を目指す。

1. 安全衛生・防火防災関連の法令・規則および要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動を推進する。
2. 安全に対し感度の高い職場づくりに向けて、社員一人ひとりの安全意識の向上をはかるとともに、安全衛生の基本たる「職場の5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」活動を強化・推進する。
3. 職場の危険・有害要因を特定・評価し、継続的なリスク低減活動を強化・推進するとともに、残存リスク等の「見える化」を積極的に推進することにより、本質安全化・災害の未然防止をはかる。
4. 社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防に向けて、快適な職場環境づくりと健康維持・増進に努める。
5. 「全社防災ガイドライン」を基本とした防火防災体制を確立し、社員に対し、必要かつ十分な教育・訓練を継続的に実施することにより、災害発生時の被害の最小化をはかる。

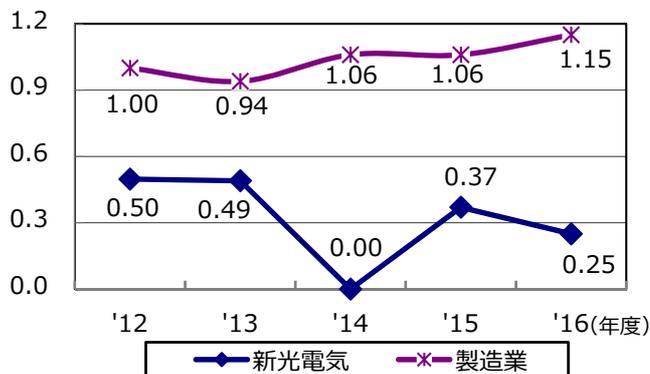
◆社員の安全衛生意識向上への取り組み

製造現場における日常の安全指導のほか、年間計画に基づき年1回の安全衛生に関する全員教育、定期的な緊急時対応訓練等を実施しています。また、全国安全週間（7月）や全国労働衛生週間（10月）等の全国活動にあわせ、安全・衛生標語の募集を行う等、安全衛生活動への全員参加を促しています。このような取り組みを通して、社員全員の安全衛生意識の向上をはかっています。



〔新入社員への安全衛生教育〕

【度数率（災害発生率）推移】 （新光電気）



◆製造現場における自立的な安全活動の展開
安全衛生・防火防災マネジメントシステムに基づき、当社では、全社および工場ごとの安全衛生・防火防災目標を設定し、安全・安心・快適な職場環境づくりに取り組んでいます。

特に各製造現場においては、工場内安全パトロールの他、作業員から「リスク抽出表」によるリスク収集を行い、潜在するリスクの洗い出しと評価、危険箇所改善の取り組みを推進しています。

リスク抽出表				年 月 日	
従業員名	氏名	所属			
工程・装置名		場所		種	類
作業内容	種類のある作業について、具体的に入力してください。(〇〇名の〇〇〇になる、〇〇Lが〇〇になる等)				
リスク内容					
リスク低減対策案	リスクを低減するための対策について、提案を記入してください。				
					所属係

〔製造現場のリスク収集に用いる「リスク抽出表」〕

◆衛生管理・健康管理・健康増進の取り組み
当社では、社員が安全・快適に働くことができる職場づくりを推進するため、定期的な作業環境測定（騒音・照度・熱中症指標）の他、各工場の産業医、および看護職（保健師もしくは看護師）により、以下の活動を推進しています。

- 法定の一般・特殊健康診断のほか年齢に応じて生活習慣病健康診断を実施し（受診率100%）、異常の早期発見・早期治療に努めています。また、診断の結果、有所見者に対しては産業医や看護職が必要に応じて保健指導を行い、社員の健康管理を行っています。
- 健康診断結果の分析等をふまえ、定期的に「医務室便り」を発行し、健康増進に関する情報提供を行うことで、社員一人ひとりのセルフケア意識の醸成をはかっています。
- 社内の休憩エリアには「健康測定コーナ」を設置し、万歩計・メジャーの貸し出しの他、体組成計・血圧計・スモーカーライザーの設置等、社員が自由に健康測定機器を利用できる環境を整えています。

また、社員食堂では塩分・脂質を抑えた「ヘルシーバランスメニュー」を提供するなど、社員の健康維持・増進に努めています。

◆メンタルヘルスケア

各工場の医務室に相談窓口を置き、産業医や看護職が社員の心のケアにあたっています。メンタルヘルスに対する意識の向上を目的としたメンタルヘルス教育は、管理職・中堅社員・新入社員などの階層ごとに実施しており、社員のメンタル疾患の未然防止に努めるとともに、セルフケア・ラインケアによる早期発見・早期対応をはかっています。2016年度は、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を目的に、新たにストレスチェックを実施しました。また、部門ごとの集団分析結果について、部門責任者へのフィードバックを行い、各部門での職場環境の改善（ストレス低減）に向けて取り組んでいます。

◆働き方改革に向けた取り組み

過度な長時間労働は社員の健康障害を引き起こすリスクの一因となります。当社では、社員の「心とからだの健康」を守るため、毎週水曜日および第二・第四金曜日におけるノー残業デーの実施、時間外労働の上限時間管理の徹底など恒常的な長時間労働の撲滅に向けた活動を継続的に実施しています。

2016年度も引き続き、年次休暇の一斉取得日を設け休暇取得推進をはかるとともに、時間外労働の上限時間を引き下げる等労働時間の削減に取り組ましました。

さらに、管理職向けに労働時間管理に関する説明会を開催し、法令や制度について、改めて理解を深める場を設け、諸施策定着に向けたマネジメント教育を実施しました。また、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立をはかるべく、「働き方改革労使会議」を設置し、労使で継続的に協議することを確認しました。協議の結果、「働き方改革」に向けた労使一体となった取り組みの第一歩として、方針および目標について労使共同で宣言を行いました。

人材の育成と活用

当社では学歴、年齢、勤続年数や性別によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

また、社員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、教育プログラムおよび諸施策の充実をはかり、有用な人材の育成・活用を積極的に推進しています。

◆公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したとき、その成果を適正に評価し、報いることが、真の意味の公平性につながるものと考えています。

当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処遇の徹底をはかっています。

また、目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すとともに、上司と部下とのコミュニケーションをはかり、「部下育成」の機会としています。

◆シニア層人材等の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術、技能を活かすため、法整備に先立ち 1992 年から「定年後再雇用制度」を導入しています。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正された 2006 年 4 月以降、60 歳の定年以降も勤務を希望し、自己の能力発揮に高い意欲を持つ退職者に対して、活躍の機会を提供することを目的に従来の制度の拡充をはかり、これまで累計 284 名の社員がこの制度を利用しています。

◆英語学習支援の取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の英語学習支援を継続的に推進しています。英語通信教育講座、社内におけるビジネス英会話講座、英語によるビジネススキル講座を実施し、受講料を会社が補助しています。

2016 年度は、受講者のニーズにあわせて、ビジネス

英会話講座の 1 回あたりの時間を拡充し、受講者が集中的に講座に取り組めるようにしました。また、英語によるビジネススキル講座のクラスを受講者のレベルや目的にあわせて複数用意し、個々のスキルアップをはかりました。

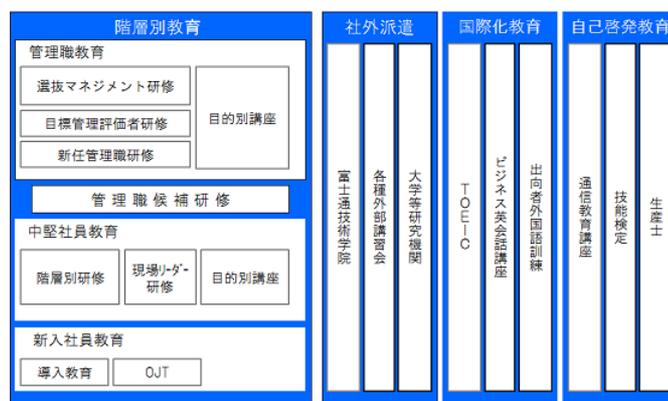
今後もグローバルなビジネス能力をさらに強化するプログラムを充実してまいります。

◆能力開発支援

当社では、各職場における「OJT (On-the-Job-Training)」を人材育成の基本に位置づけ、「一般教育」および「専門教育」により、「OJT」を補完しています。

なお、2016 年度の社員一人あたりの年間平均学習時間は 9.3 時間です。(ただし、OJT や職場内教育の時間を除きます。)

【一般教育体系】(新光電気)



■一般教育

- ・階層別教育（新入社員・中堅社員・管理職）
- ・外部教育機関等への社外派遣教育
- ・国際化教育（英会話講座の実施、外部派遣等）
- ・自己啓発教育推進 他

■専門教育

- ・部門別・職種別に必要となる専門知識・技能等の習得をはかるための集合教育
- ・OJT
- ・統計・品質システム教育
- ・環境教育 他

労使関係

当社では、一般社員は全員新光電気労働組合に加入しており、全社員に占める加入比率は91.1%となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的に（かつ必要に応じて随時）開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。

また、組合の団体交渉権も定め、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。その一環として、労働時間や休暇取得等に関する課題について、定期的に情報を共有し、労使一体となった時間外労働の縮減や休暇取得の促進等への取り組みを行っています。

各事業所においては、安全・快適な職場づくりのため、労使で組織する安全衛生委員会を毎月開催し、職場における課題等について報告、協議しています。

今後も、「限りなき発展」を目指し、健全な労使関係をもとに、働きやすい職場づくりにともに取り組んでまいります。

地域社会への貢献

新光電気グループは、企業活動を通じて豊かな社会づくりを担ってまいります。

また、地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります。

長野駅からほど近い場所に、市街地のオアシスのように広がっているのが当社「栗田総合センター」です。「栗田総合センター」は当社創業以来の歴史を未来に伝える場所であるとともに、その豊かな自然環境は近隣地域の方々や社員の憩いの場所となっています。

また、その広い緑地園は近隣地区の災害一時避難所としての役割も担っており、地域の皆様とのかわりが深い施設となっています。



〔栗田総合センター：第28回長野市景観賞受賞（2015年）〕

地域社会との共生・対話

◆地域に根ざした社会貢献

新光電気グループは、事業活動を通じて地域社会との共生をはかるとともに、創業以来雇用の維持・安定と新たな雇用機会の創出に取り組んでまいりました。今後も地域の皆様から信頼され、必要とされる企業を目指すとともに、事業活動および地域活動を通じて地域社会へ貢献してまいります。

◆地域行事への参加

毎年8月に開催される長野市の「長野びんずる」と妙高市の「あらい祭り」に社員が参加しています。2016年は、踊り手として総勢144名の社員が参加し、地域の皆様と交流しました。その他、各工場において地元行事に協賛する等の協力を行っています。

◆地域の皆様とのコミュニケーション

当社では、地域の皆様の生活に配慮した事業活動を心掛け、お受けしたご意見・ご要望等については、対策のために調査を行い、速やかに対応するよう努めています。

また、地域住民の皆様にご理解いただくために、工場見学会を開催しています。当社を知っていただくための大切なコミュニケーションの場となっています。

今後も地域に根ざした企業として、地域社会との共生をはかってまいります。



〔地域の皆様に向けた工場見学（若穂工場）〕

◆海外拠点における取り組み

■SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (SEW)

SEW（中国）では、2016年7月に無錫市労働局より「人員安定賞」の表彰を受けました。この賞は年間における離職率が低い企業が表彰対象となるもので、SEWの前年における雇用の安定を評価されたものです。

■SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

SEM（マレーシア）の所在する工業団地では、企業、行政機関、市議会、警察、公益事業者などが参加する“INDUSTRIAL PARK MANAGEMENT COMMITTEE”を年に4回開催しています。SEMも委員会に参加し、産業に関する意見や地域インフラ等幅広い意見交換を行っています。



〔INDUSTRIAL PARK MANAGEMENT COMMITTEE〕

青少年育成支援

◆公益財団法人北信奨学財団の運営サポート

公益財団法人北信奨学財団は、当社の創業者・光延丈喜夫元社長が取締役を退任した際の退職金と、保有していた当社の株式を寄付し、これを基金として設立されました。

光延元社長の「ハイテク立県はまず人材育成から」という信念のもと、長野県出身または長野県内にある大学の理工系および医薬系の学生を対象（留学生も含む）として、これまでのべ441名に奨学金の支給を行っています。

当社は北信奨学財団の事務局として、運営に協力しています。

◆工場見学、インターンシップ等の受け入れ

工場見学を通じて、近隣の学校等に学習の場を提供しています。2016年度も、更北・高丘・新井工場で小学生から大学生までの工場見学を受け入れました。また、当社は、次世代を担う学生の「職業観確立・適性発見」の有効な足掛かりになるよう、インターンシップの受け入れを行っています。

2016年度は、更北・高丘工場、新光開発センターで学生が実習を行いました。



〔高校生による工場見学（新井工場）〕

環境保全活動・ボランティア活動

◆「熱帯雨林再生プロジェクト」への参加

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM) では、世界の三大熱帯雨林の一つであるボルネオ島において、富士通グループで取り組む熱帯雨林再生プロジェクトに積極的に参加しています。この熱帯雨林再生プロジェクトは、多くの生物が生息できる生態系の維持を目指して 2002 年から継続的に活動を行っています。現地では植林や苗木の生育状況調査を行うとともに、熱帯雨林の現状や課題を理解し、それが私たちの生活に関わりが深い問題であることを体感しました。



◆プリペイドカード等の回収・寄付

当社では、使用済みのプリペイドカード・切手等を回収し、植林活動のための基金に寄付をしています。2005 年 7 月に回収を始めてから、2016 年度末までに、約 883 本の苗木に相当する分を回収・寄付しました。



◆ボランティア活動

2016 年度は、妙高市クリーンパートナー（地域美化活動）、日本海海岸清掃活動、長野車いすマラソン等に、当社社員もボランティアとして参加しました。また、当社は上限 20 日まで休暇を積み立て、取得できる積立休暇制度（公的機関へのボランティア活動を含む特定の目的に利用）を設けています。

創立 70 周年記念社会貢献活動

◆森林（もり）の里親促進事業

長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」を活用し、飯綱町と協働して、霊仙寺湖周辺における町有林の森林整備を進めています。2016 年度は創立 70 周年記念事業として、労働組合との共催により 6 月に植樹、11 月に下刈りを実施し、120 名を超す社員とその家族が参加しました。湖近くの遊歩道脇に、計 800 本の山桜、こぶし、コナラの苗木を植樹し、遊歩道の上部には、新たに「あずまや」も設置され、散策や森林浴の休憩所として、今後の利用が期待されます。



〔写真左：6月 植樹活動〕

〔写真右：11月 あずまや〕

◆工場周辺美化活動

当社は、毎年 6 月に実施する環境月間を中心に、すべての工場周辺において美化活動を実施しています。2016 年度は範囲を拡大し、6 月と 10 月に周辺の幹線道路、生活道路などのゴミ拾いや土手・河川沿いの草刈り、枯れ枝整理等を実施しました。全工場あわせて 600 名近い社員が活動に参加しました。

技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献

新光電気グループは、ものづくりにおいて業界一、世界一の品質を目指し、お客様の期待に応える優れた製品の開発・製造に注力してまいりました。私たちは、発想と行動の原点を常にお客様に置き、お客様の成功に貢献し、ともに成長し、世界中のお客様から信頼されるビジネスパートナーとなることを目指しています。

品質でお客様と社会の信頼を支える

新光電気グループは、ものづくりを通じて社会の発展、人々の豊かな暮らしに貢献するとともに、お客様にご満足いただき、信頼していただける製品をご提供することを目指しています。新光電気グループは、品質を事業活動の根幹に関わる事項としてとらえ、その維持・向上に日々たゆまず取り組みます。

◆品質方針

私たちは「品質方針」に基づき、常に顧客価値の高い製品とサービスを提供し、お客様の成功に貢献してまいります。

品質方針

当社の品質方針は、“向上し続ける開発力と生産力”が支える顧客価値の高い製品とサービスを“誠心誠意の姿勢”でお客様に提供し、お客様の成功に貢献することです。

これを達成するために、全社員が次の指針で行動します。

【行動指針】

1. 常に「お客様、市場の方向性」と「お客様にとっての価値」を考えて、自らの技術の投入とし、事業を展開する。
2. 「客観的な事実認識」と「その真因たる真実」を飽くまで追求・共有し、活動に繋げる。
3. 組織間の壁を破り営業・開発・製造・供給・サポートをシームレスに連携、強化させてQ・C・Dを改善し付加価値と生産性を向上させる。

◆製品の質を高める品質基礎教育

お客様や市場のニーズの変化は速く、これらを的確にとらえ、さらに先取りしていくために、私たち自身がお客様の立場に立って、いわばお客様起点でものづくりを行うという姿勢が重要だと考えています。そして、さらなるお客様の満足度向上のため、関連部門に対して継続的に品質基礎教育を行っています。品質マネジメントシステム・統計的工程管理手法および品質工学などについて、社内認定されたトレーナーが集合教育を行うとともに実務に直結した支援活動を行っています。中でも統計的工程管理手法を用いたデータ分析・解析は品質マネジメントシステムの適切な運用に大いに活かされています。



〔各部門における品質基礎教育〕

◆品質マネジメントシステムの認証取得

新光電気グループは、各事業部門および海外製造会社において、品質マネジメントシステム ISO9001・ISO/TS16949 を認証取得し、品質マネジメントシステムの継続的改善に取り組み、さらなるお客様の満足度向上に努めています。

※認証取得状況については、46 ページをご覧ください。

展示会への出展

お客様や市場のニーズをとらえる機会として、また新製品・新技術を中心に新光電気グループの製品をわかりやすくご説明するため、国内および海外で開催される展示会への出展を行い、お客様の声を今後の製品・技術開発や販売活動等へ反映させています。

◆Electronica 2016

2016年11月にドイツ・ミュンヘンで開催された「Electronica2016（第27回 国際コンポーネント・システム・アプリケーション専門見本市）」に出展し、当社製品とともにパワーソリューションに関連する開発品の紹介を行いました。



〔Electronica2016〕

◆COMPAMED 2016

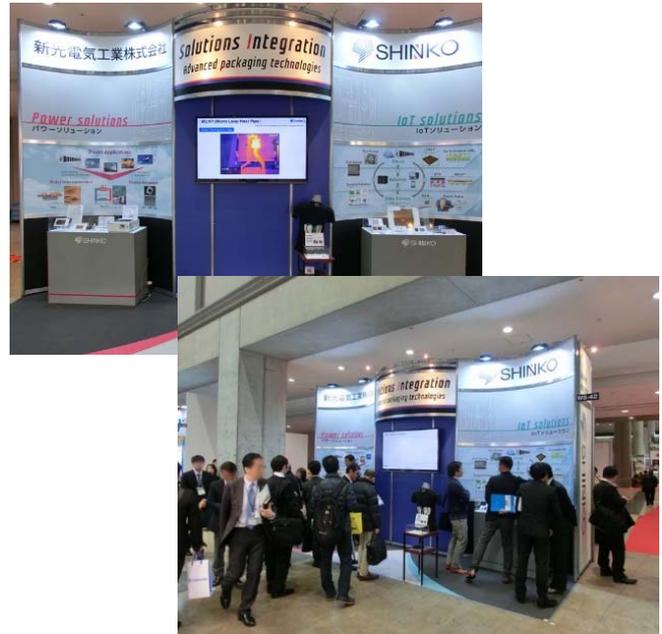
2016年11月にドイツ・デュッセルドルフで開催された「COMPAMED 2016（国際医療機器技術・部品展）」へ昨年に引き続き出展しました。新光電気グループの実装技術を医療分野向けに応用した製品を紹介し、世界各国から多くのお客様に当社ブースにご来場いただきました。



〔COMPAMED 2016〕

◆半導体パッケージング技術展

2017年1月に東京ビッグサイトで開催された「第18回半導体パッケージング技術展」では、「IoTソリューション」「パワーソリューション」の2テーマを掲げ、関連する開発品を中心に紹介を行いました。展示ブースには3日間で200名を超えるお客様にご来場いただきました。



〔第18回半導体パッケージング技術展〕

安全と信頼への取り組み

◆社内体制の整備

当社は、海外のお客様向けの製品貨物、出荷施設、輸送などの安全性を確保する体制を整え、税関当局からAEO(*)認定特定輸出者として承認されています。また、内部監査を通じて内部組織および委託先の管理・監督、税関および社内の連絡体制、教育体制などを整備し、高い安全性のもとで製品の提供を行っています。

*AEO (Authorized Economic Operator) 制度：

国際物流における安全性確保と円滑化の両立をはかるため、税関当局が貨物の安全性管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。

サプライチェーンによる社会的責任の推進

新光電気グループの事業活動は、その付加価値の基となるさまざまな物品、部材、サービスなどを提供していただいているお取引先によって支えられています。当社はお取引先とともにサプライチェーン全体で地球環境保全、法令遵守、人権尊重・労働・安全衛生、製品・サービスの安全性・品質の確保、情報セキュリティの維持・推進、公正取引・企業倫理などに配慮した調達活動を推進しています。

調達基本方針

当社は、お取引先と長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続していくことを目指しています。事業活動において必要となる物品、部材、ソフトウェア、サービスなどの調達においては、「調達基本方針」を定め、本方針に沿った調達活動を展開しています。

調達基本方針（抜粋）

1. お取引先との共存共栄
2. 公正な商取引（公正・公明・公平な評価・選定）
3. 法令および社会規範の遵守
4. 地球環境保全

企業の社会的責任に配慮した調達活動

◆調達指針

企業の社会的責任の重要性が広く認識されるなか、自社の事業活動にとどまらず、サプライチェーン全体で企業の社会的責任の推進をはかるためSHINKO Way および「調達基本方針」に基づき、「調達指針」を制定しています。当社では社会的責任に配慮した調達活動を推進するため、当社自ら本指針を遵守するとともに、お取引先の皆様に遵守をお願いしています。

また、当社では、EICC（Electronic Industry Citizenship Coalition）行動規範を尊重し、お取引先の皆様にEICC行動規範の理解と遵守浸透をはかる活動もあわせて推進しています。

調達指針

1. 地球環境保全
 - ・環境負荷の少ない資材調達を推進します。
 - ・含有化学物質管理の徹底を推進します。
2. 法令遵守（コンプライアンス）
 - ・国内、海外の法令および社会規範を遵守します。
3. 人権尊重・労働・安全衛生
 - ・一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・不当な差別や人権侵害行為を行いません。また助長、許容しません。
 - ・従業員の安全と健康のため、快適な職場環境を実現します。
 - ・児童労働、強制労働を行いません。
4. 製品・サービスの安全性・品質の確保
 - ・製品・サービスの安全性と品質を確保します。
5. 情報セキュリティの維持・推進
 - ・自社および第三者の情報・情報システムを適切に保護するため、情報セキュリティを維持・推進します。
6. 公正取引・企業倫理
 - (1) 公正な商取引
 - ・公正、透明、自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。
 - (2) 秘密情報・個人情報の保護
 - ・自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報などを、法令およびルールに基づき、適切に管理します。
 - (3) 知的財産の保護
 - ・知的財産が重要な経営資産であることを理解し、他社の知的財産を尊重するとともに、自社の権利を守ります。
 - (4) 贈収賄等の禁止
 - ・公務員に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。

◆調達指針の共有のために

～「お取引先の皆様へ」～

当社のサプライチェーン全体において「調達指針」の浸透をはかるため、お取引先各社において推進いただきたい事項を「お取引先の皆様へ」としてまとめ、当社資材調達ウェブサイトに掲載するとともに、海外を含むお取引先各社に文書にて調達指針の遵守についてご理解とご協力をお願いしています。

お取引先の皆様へ（抜粋）

1. グリーン調達について
2. 事業継続計画（BCP）について
3. 反社会的勢力の排除について
4. 紛争鉱物問題について
5. 企業の社会的責任について

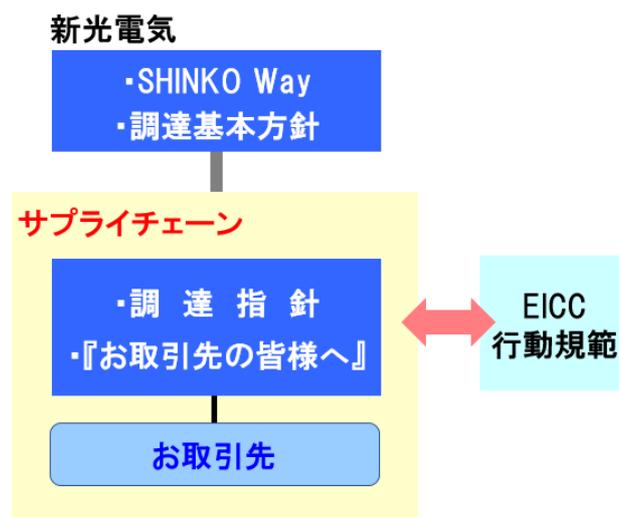
◆お取引先との対話

当社では、主要なお取引先に、EICC 行動規範に準拠した「企業の社会的責任に関するアンケート」を毎年実施しています。このアンケート調査は、各社における「労働」「安全衛生」「環境保全」「倫理」の各分野での EICC 行動規範の遵守状況と管理システムの運用状況についてご回答いただくものです。

2016 年度も海外のお取引先も含めアンケート調査を実施しました。このアンケート調査は 2013 年度より実施しており、継続的に各お取引先の進捗状況を確認しています。

また、当社工場内において一部工程を委託するすべてのお取引先にもこのアンケート調査を毎年実施するとともに、アンケート調査結果に基づき、作業現場の実態について、年 2 回確認しています。2016 年度もこの実態確認において、EICC 行動規範および関係法令上、問題の無いことを確認しています。今後も、アンケート調査、ヒアリング、実態確認等によるモニタリング活動をはじめ、お取引先とのさまざまな対話を通じて、サプライチェーン全体における社会的責任の推進に努めてまいります。

【サプライチェーン CSR 推進体系】



紛争鉱物問題への対応

当社では、コンゴ民主共和国および隣接国で産出され、人権侵害、労働問題などと密接に関連し、武装集団の資金源となる鉱物（タンタル、錫、金、タングステン）の調達を回避すべく努めています。

この対応においては、まず対象となるお取引先・購入品を特定し、EICC が定めた調査票（Conflict Mineral Reporting Template）を使用して、サプライチェーン上流まで遡った対象鉱物の調達ルートの確認・調査、リスク確認・評価を毎年実施し、その結果に基づき、紛争鉱物調達のリスク回避に向けた取り組みを推進しています。

具体的には、この調査を通じて、対象となるお取引先には、対象鉱物調達ルートの透明性を確保し、かつ武装集団の資金源となる鉱物の調達を回避するために、サプライチェーンの上流に遡り、第三者（監査会社等）に CFS（Conflict-Free Smelter）として認証された製錬業者からの金属／鉱物調達が 100%となるよう継続して要請しています。2016 年度の調査において問題の無いことを確認しています。

事業継続マネジメント

大規模災害など不測の事態においてもお客様が必要とする製品・サービスを安定的に供給するためには、サプライチェーン全体の事業継続マネジメントの強化が不可欠です。

当社では、素材・部材などの主要なお取引先を対象として事業継続マネジメントに関するアンケート調査を、毎年実施しています。

この調査は、各社において不測の事態が発生した場合を想定し、事業継続計画（BCP）策定状況、目標復旧時間の設定、製品の在庫状況、製造拠点や原材料入手の問題点および各々のバックアップ体制の構築状況等を確認するもので、その結果等をふまえて、事業継続計画（BCP）の充実や拠点の分散化等、事業継続マネジメント強化への一層のご協力をお願いしています。

また、当社自らの施策として、主要な素材・部材などについては、調達先の複数購買化を積極的に推進し、調達リスクの低減をはかっています。

グリーン調達活動

当社は富士通グループの一員として、製品開発段階から省エネルギー化を意識した設計、部材の選定を行い、地球環境保全に配慮した、お取引先を含めたサプライチェーン全体にわたるグリーン調達を推進しています。

◆環境マネジメントシステム（EMS）の構築

お取引先において、環境負荷低減活動を継続的に実践していただくため、主要なお取引先に、一定レベル以上のEMS（Environmental Management Systems）構築をお願いしています。

◆製品含有化学物質の管理

当社では、製品含有化学物質の把握と確実な法規制遵守のため、お取引先に含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substance Management Systems）の構築をお願いしています。具体的活動として、部材系のお取引先を対象に定期的なCMS監査を実施するなど、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理を強化しています。

◆お取引先とのCO₂排出量削減の推進

当社は富士通グループにおける活動の一環として、地球温暖化による気候変動問題への対応をはかるべく、お取引先にCO₂排出量削減に向けた継続的な取り組みをお願いしています。

第8期環境行動計画（2016～2018年度）では、お取引先に、各社のお取引先（当社から見た二次お取引先）へCO₂排出量削減を呼び掛けていただくよう新たに要請しています。

2016年度は主要なお取引先96社に対して、富士通グループ共通の環境調査票により活動状況を確認しました。調査結果として、約12%のお取引先でCO₂排出量削減を二次お取引先に要請されていることを確認しました。調査にご協力いただいたお取引先には、今後の活動の参考としていただけるよう、お取引先の回答を分析した活動傾向をフィードバックし、さらなる活動の推進と、各社お取引先への活動展開を依頼しました。

今後もサプライチェーン全体で、CO₂排出量削減がはかれるよう、引き続き取り組んでまいります。

コンプライアンスの徹底

◆お取引先コンプライアンスライン

当社の社員が調達活動に関してコンプライアンス違反行為をした場合、または、その疑念がある場合の通報窓口として「お取引先コンプライアンスライン」を開設しています。

なお、この通報によって、当社が通報者およびそのお取引先に対して不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

◆調達担当者への教育

当社では、調達部門の担当者に対し、教育や研修等の機会を設け、SHINKO Way、「調達基本方針」、「調達指針」および、下請法や派遣法等調達業務に関連する法令を周知・徹底しています。また、反贈収賄等に関する教育を実施し、法令の理解、関連知識の習得をはかることなどを通じて、コンプライアンスの徹底に継続して取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス

経営の透明性を確保し、また変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めています。

当社は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実をはかるべく、2016年6月28日開催の第81回定時株主総会の決議に基づき、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」へ移行しました。当該移行後は、監査等委員である取締役を含めた取締役会による職務執行の監督ならびに監査等委員会による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。

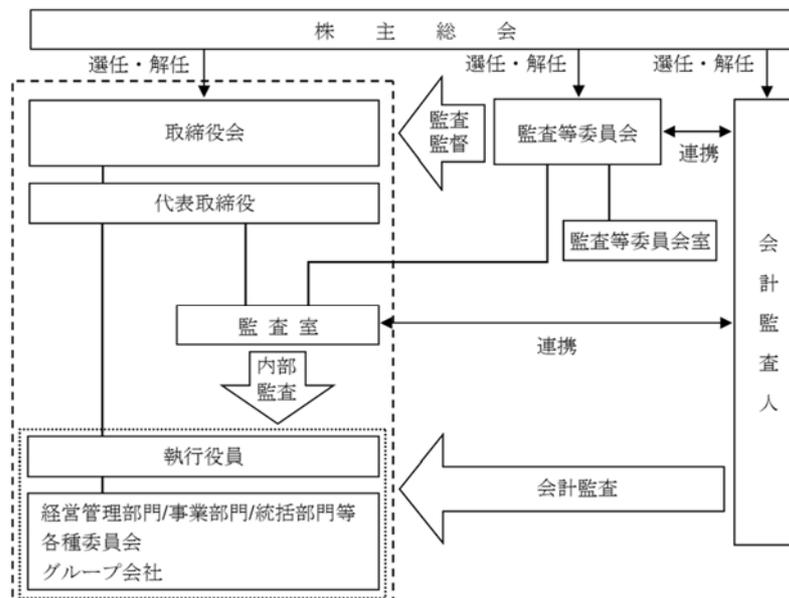
これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業経営の効率化をはかっています。

- 取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時

取締役会を開催しています。

- 取締役および執行役員をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門およびグループ会社の状況報告をはじめとして、経営全般に関する審議、報告を行っています。
- 監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査等委員の出席や、監査等委員以外の取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査しています。
- 会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、内部監査部門として監査室を設置しています。
- 監査等委員会、会計監査人、監査室は必要に応じて情報交換や意見交換を行うなど、連携・協力し監査機能の有効性を高めることで、経営の透明性とコンプライアンスの強化をはかっています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



コンプライアンス

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

◆コンプライアンス推進体制

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化をはかるため、SHINKO Way 推進委員会およびSHINKO Way 推進室を設置しています。

SHINKO Way 推進室はSHINKO Way 推進委員会の運営を通し、新光電気グループ社員の行動の原理原則を定めたSHINKO Wayの浸透、定着を推進し、グループ内への徹底をはかるべく活動を展開しています。

また、当社各部門および国内・海外グループ各社においても推進体制を整備の上、グループ全体でコンプライアンスの強化に取り組んでいます。

◆SHINKO Wayの周知・徹底

SHINKO Wayの一層の浸透・定着に向け、SHINKO Wayの冊子や骨子を記載した携帯用カードの全社員への配付、啓発用ポスターの各職場における掲示、全社員を対象とした毎年の教育やトップメッセージの発信など、社員が常にSHINKO Wayを意識した行動を行うことができるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

また、社員として遵守すべきことを定めたSHINKO Way「行動規範」を具体化した、全世界の富士通グループ共通のコンプライアンス基準である「GBS」(Global Business Standards)をグループ全体において運用し、日々のビジネス活動における手引きとしています。

◆関連規程類の整備

グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイドライン」を制定の上、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

2016年度は、海外拠点向けに、公務員への贈答・接待等贈賄防止に関連する各種ガイドラインを新たに整備するとともに、国内においては海外法令における贈賄規制強化の動き等をふまえた関連ガイドラインの見直しを実施しました。

【コンプライアンス推進体制】



◆内部通報制度の整備

当社グループにおいては、社員からのコンプライアンスに関する通報・相談を受け付けるため、国内において「企業倫理ヘルプライン（社内および社外窓口）」を設置するとともに、海外においても外部機関が運用する通報窓口を利用できる環境を整備しています。

窓口の連絡先については、SHINKO Way 携帯用カードへの記載や事業所内におけるポスター掲示等により周知をはかっています。

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置の上、部材等の調達先であるお取引先からの通報を受け付けています。

なお、これらの窓口については、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。

また、匿名での通報・相談も受け付けています。

◆コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。

2016 年度は、当社および国内グループ会社全関係者向けに、反贈収賄に関する集合教育を実施しました（201 名受講）。国内においては、このほかカルテル防止やコンプライアンス全般に関する教育等を実施しています。

海外においては、アジア地区全拠点において、カルテル防止および反贈収賄に関する集合教育を実施しました（11 拠点、108 名受講）。

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。



〔アジア拠点におけるコンプライアンス集合教育〕

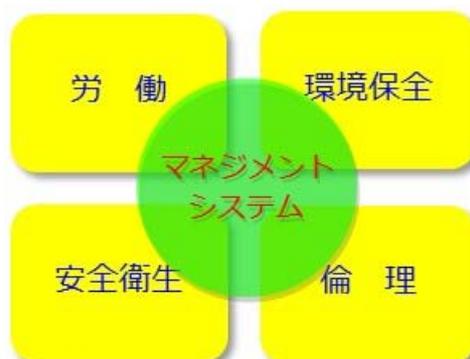
EICC 行動規範への取り組み

当社では、EICC（Electronic Industry Citizenship Coalition、電子業界 CSR アライアンス）が定める行動規範を尊重しており、「労働」「安全衛生」「環境保全」「企業倫理」の4側面で、行動規範が規定する基準への適合性を向上させるため、同規範の「マネジメントシステム」に記載されている管理体制の充実とプロセスの実践に、継続的に努めています。

具体的には、各側面のリスク評価や法規制・顧客要求事項等の遵守状況確認などを行い、その結果もふまえ年間目標および実施計画を策定し、経営トップのマネジメントレビューを経た後に、各種の施策を実施しています。また、管理体制、法規制等の遵守、基準への適合性および計画の実施等の状況につき監査を行い、必要に応じ是正をはかる体制を整えています。

なお、一年間の活動および監査の結果については、経営トップのレビューを受け、その意見を翌年度の活動に反映させています。

さらに、お取引先にも EICC 行動規範につきご理解いただき、同規範に基づく活動を実施していただくことで、サプライチェーン全体での行動規範の推進にも取り組んでいます。



リスクマネジメント

新光電気グループは、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響の最小化と再発防止を経営における重要な課題と位置づけています。そのうえで、SHINKO Way に基づくグループ全体のリスク管理体制を構築し、その実践と継続的改善を行ってまいります。

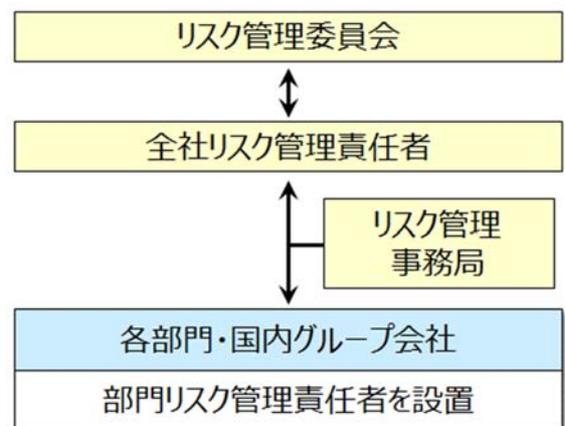
リスクマネジメントの推進

新光電気グループでは、各部門・グループ会社におけるリスクマネジメント推進のため、「リスク管理委員会」を設置しています。当社のリスク管理に関するすべての責任と権限を有する全社リスク管理責任者がその委員長を務め、各部門には部門リスク管理責任者を配置し、相互に連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制を構築しています。

【リスクマネジメントの考え方】



【リスク管理体制図】



◆事業活動に伴うリスクアセスメント

新光電気グループは、グループに影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するために、潜在リスク調査を年1回実施しています。潜在リスク調査は、各部門・各グループ会社で、発生可能性のあるリスク（潜在リスク）を抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減をはかる対策に努めるとともに、万一リスクが顕在化した場合には迅速に対応するよう努めています。

【事業等のリスク（※）】

1. 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動
2. 特定の取引先・製品・技術等への依存
3. 特有の法的規制・取引慣行、重要な訴訟事件等の発生
4. 地震等の災害、事故等の発生、新型インフルエンザ等の感染症の流行等
5. 機密情報、個人情報等の流出

※事業等のリスクに記載した事項は当社グループのすべてのリスクを網羅するものではありません。

事業継続の取り組み

新光電気グループは、災害、事故など不測の事態発生時の対応として、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な活動を実施することとしています。

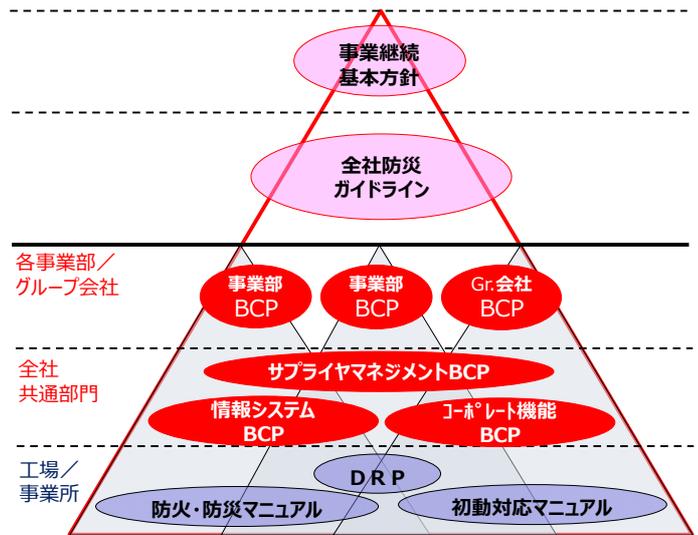
◆事業継続マネジメント（BCM）

新光電気グループにおいては事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進にあたり、全社 BCM の基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各統括・事業部門においても「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、不測の事態発生時にも、組織の重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要とされる初動対応を定め、必要な事前対策を進めています。

さらに 2016 年度は、各部門のリスク管理責任者および工場長を対象に、最大震度 6 レベルの大規模な地震災害を想定した災害模擬訓練（モックディザスター）を実施しました。

今後も、事業継続計画（BCP）における対策の実施、教育・訓練、評価・改善、マネジメントレビューを行い、現場定着に向けた活動を行ってまいります。

【事業継続マネジメントの推進体制】



〔災害模擬訓練（モックディザスター）〕

新光電気グループの事業継続基本方針

■基本理念

新光電気グループは、さまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

【行動指針（平常時）】

- 各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- 不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- 事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

【行動指針（不測の事態発生時）】

- 社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- 公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

全社防災

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動に対処できる体制の構築を進めています。

◆全社防災訓練の実施

毎年、防災体制の実効性を検証し、対応力を強化するために、さまざまな災害、事故（爆発、漏洩等）を想定した各種対応のシミュレーション、訓練の実施等を行うとともに、自衛消防隊組織等による定期的な訓練、教育を実施しています。

また、2016年度は初の試みとして、全工場一斉の防災訓練を実施し、中央対策本部と各工場の現地対策本部間における非常用通信手段を用いたコミュニケーション訓練を実施しました。



〔全工場一斉防災訓練における中央対策本部〕

◆各事業所における防災自主点検の実施

当社では、災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるために、各工場における防火防災マニュアル、災害時対応計画（DRP）、防災組織の運用、防災備品・設備の整備状況などについて、定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を実施しています。2016年度は防災備蓄品の見直し、強化をはかりました。

情報セキュリティ

近年、ICTの進展により機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの徹底は企業における責務となっています。

当社グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけ、「情報管理規程」をはじめとする関連規程類を整備の上、情報取り扱いに関するルール徹底に努めています。

◆各種情報の取り扱い

■社内情報の取り扱い

業務を遂行するにあたり、当社グループ内にはさまざまな秘密情報が日頃より流通・存在しています。これらの情報へのアクセス、使用、外部への開示等については、定められたルール・手続に従い、適切に取り扱います。

■お客様等第三者の情報の取り扱い

当社グループが、お客様やお取引先等第三者から入手した秘密情報については、お客様等第三者との契約で定められた利用目的や管理方法、期間等の条件を遵守し、守秘義務を果たします。

■個人情報の取り扱い

当社グループが、業務上収集・蓄積した個人情報については、各国の関連法令等に基づき、適切に管理・利用します。

◆情報セキュリティ教育

情報セキュリティに関する重要性理解、ルール徹底および意識向上を目的として、社内において階層別教育やe-Learning等による情報セキュリティ教育を実施しています。2016年度は、国内全メールアドレス保有者約2,800名を対象に、情報システムセキュリティに関するe-Learningおよび理解度テストを実施し、100%の修了率となっています。

今後も継続的に教育・啓蒙を実施することにより、日頃より情報セキュリティを強く意識した行動を心掛けるよう、社員の意識向上をはかってまいります。

CSR 活動マネジメント

2016 年度活動実績および 2017 年度目標

1. 社会・環境

達成度：○ 目標達成 △ 目標ほぼ達成

テーマ	中期目標	2016 年度目標	2016 年度実績	達成度	2017 年度目標
環境負荷低減活動の推進	第 8 期環境行動計画に沿った活動展開(2016~2018 年度)	●CO ₂ 排出量削減 基準年度比 13.5%増に抑制	●CO ₂ 排出量削減 8.1%増に抑制	○	●CO ₂ 排出量削減 基準年度比 8.7%増に抑制
		●廃棄物発生量削減 基準年度比 19.1%増に抑制	●廃棄物発生量削減 12.6%増に抑制		●廃棄物発生量削減 基準年度比 38.6%増に抑制
		●水資源使用量削減 基準年度比 1.8%分の削減施策積み上げ	●水資源使用量削減 1.9%分の削減施策積み上げ		●水資源使用量削減 基準年度比 1.5%分の削減施策積み上げ
		●グリーン調達推進 ・二次取引先を持つ一次取引先 100%への依頼・支援 ・対象取引先 100%への調査実施 ・調査票回収率 90%	●グリーン調達推進 ・二次取引先を持つ一次取引先への依頼・支援：100% ・対象取引先への調査実施：100% ・調査票回収率 100%		●グリーン調達推進 ・二次取引先を持つ一次取引先 100%への依頼・支援 ・対象取引先 100%への調査実施 ・調査票回収率 90%
環境・安全リスクの低減	KY(危険予知)活動推進、工場パトロール強化による環境・安全リスク低減	●KY 活動の推進	●メンテナンス作業時における KY 実施(各工場)	○	●KY 活動の推進
		●環境・安全リスク低減	●安全総点検年間計画に基づく点検実施		●環境・安全リスク低減
地域環境保全活動の実施	◆環境ボランティア活動の実施 ◆工場周辺および地域における美化活動の実施	●飯綱町「森林(もり)の里親促進事業」における労使共催による環境ボランティア活動の実施	●飯綱町「森林(もり)の里親促進事業」年 2 回植樹等実施(6 月、11 月)	○	●飯綱町「森林(もり)の里親促進事業」における労使共催環境ボランティア活動の実施
		●各工場における環境美化活動の実施	●各工場美化活動年 2 回実施(6~7 月、10 月)		●各工場における環境美化活動の実施
地域社会との共生・対話	地域行事への参加、工場見学受入れ等による地域社会との交流	●地域行事への参加により地域住民の方との交流をはかり、地域活性化に貢献する	●各種地域行事への協賛、夏祭りへの参加	○	●地域行事への参加により地域住民の方との交流をはかり、地域活性化に貢献する
		●工場見学の受入れにより地域社会との交流をはかる	●近隣住民・学生等による工場見学の受入れ		●工場見学の受入れにより地域社会との交流をはかる

2. 利益と成長／株主・投資家

テーマ	中期目標	2016 年度目標	2016 年度実績	達成度	2017 年度目標
ガバナンス強化による企業価値向上	コーポレートガバナンスコードへの対応を基軸とするコーポレートガバナンス体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 機関設計の見直し（監査等委員会設置会社への移行） ● コーポレートガバナンスコード原則への対応における取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査等委員会設置会社への移行、移行に伴う対応 ● 未実施項目への対応（未実施項目9⇒3）、コード原則に沿った各取り組みの充実 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレートガバナンスコード原則への対応における取り組みの推進
株主・投資家とのコミュニケーションの充実	株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備、施策検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内関連部署による連携体制の強化 ● 対話充実のための施策検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内関連部署における広報 IR 連携担当者の選任・連携 ● IR ウェブサイト更新、個人投資家向け IR フォーラム出展 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主・投資家との建設的な対話充実施策の検討・実施 ● 開示情報の充実
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種リスクに対する未然防止策の強化、リスク発生時の対応力・復旧力の向上 ◆ 全社防災体制の強化 ◆ 事業継続マネジメント（BCM）の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要リスク把握、事前対策検討・見直し ● 緊急時対応体制確立、社員への教育・訓練の継続的实施による安全確保 ● 建物・設備の安全対策強化 ● 社員リスク意識向上、事業継続計画（BCP）定着 	<ul style="list-style-type: none"> ● 潜在リスク調査、マネジメントレビュー実施 ● 全社一斉自衛消防・避難訓練、各種訓練の実施 ● 建物耐震補強、共用備品・生産設備転倒防止 ● 全社 BCP 教育、モックディザスター訓練、階層別教育実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要リスク把握、事前対策検討・見直し ● 緊急時対応体制確立、社員への教育・訓練の継続的实施による安全確保 ● 建物・設備の安全対策強化 ● 社員リスク意識向上、事業継続マネジメント（BCM）推進

3. グローバル

テーマ	中期目標	2016 年度目標	2016 年度実績	達成度	2017 年度目標
機能開発の積極的支援	グローバルに活躍できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 英語スキル向上に向けた教育の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 英語関連教育の強化・社内英会話講座（10～3月） ● ビジネススキル講座（11～12月） ● グローバルコンピテンシー研修への派遣 	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 英語スキル向上に向けた教育の強化
海外拠点コンプライアンス体制強化	グローバル・コンプライアンス・プログラム（GCP）推進によるコンプライアンス体制強化、リスク軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● GCP に沿った施策検討・実施（規程類整備、コンプライアンス教育等） ● リスク状況確認・フォロー、チェック体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種ガイドライン制定、関係者向け教育、トップメッセージ発信等 ● リスク・コンプライアンス推進状況等確認、フォロー実施 	△	<ul style="list-style-type: none"> ● GCP に沿ったコンプライアンス強化 ● リスク把握、対策立案・実施によるリスク低減

4. 社員

テーマ	中期目標	2016 年度目標	2016 年度実績	達成度	2017 年度目標
個人の生活と仕事との両立支援、社員が成長し続けることができる職場環境の提供		●女性の活躍推進に向けた取り組み推進	●階層別教育の内容充実、管理職研修による意識向上	○	●働き方改革に向けての取り組み推進 ●女性の活躍推進に向けた取り組み推進
		●多様な働き方への対応	●育児・介護・配偶者転勤を事由とする退職者再雇用制度導入等		
公正な評価と適正な報酬	各人が担う職責に応じた報酬体系を土台とした人事制度の適正な運用強化	●新規登用管理職における人事制度についての理解向上	●新任管理職向け評価制度研修の実施	○	●新規登用管理職における人事制度についての理解向上 ●職責変更者における職責に応じた役割についての理解向上
		●職責変更者における職責に応じた役割についての理解向上	●階層別教育における内容充実		
女性のリーダー、幹部社員輩出に向けた若年層からのキャリア形成支援		●女性社員のキャリア継続に向けた支援の強化	●若年層向けおよび育児休職復職者向けキャリア形成支援セミナーの実施	○	●女性社員のキャリア継続に向けた支援の強化
安全衛生・防火防災活動の推進、災害のない安全・快適な職場環境の実現	◆計画的な設備等の安全対策および自律的な安全衛生活動の強化・推進による安全操業の徹底 ◆快適な職場環境づくりと社員の健康維持・増進	●安全衛生・防火防災関連法令・規則、要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動の推進	●化学物質リスクアセスメント、ストレスチェック実施、EICC マネジメントシステムの運用	○	●安全衛生・防火防災関連法令・規則、要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動の推進 ●社員一人ひとりの安全意識向上、職場における5S活動の強化・推進 ●危険・有害要因の特定・評価による継続的なリスク低減活動の推進 ●社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防の推進
		●社員一人ひとりの安全意識向上、職場における5S活動の強化・推進	●全社安全教育（巡回教育、Web教育）、連休前巡回、交通安全指導・啓発活動実施		
		●危険・有害要因の特定・評価による継続的なリスク低減活動の推進	●リスクアセスメントの実施（安全週間、長期連休前、化学物質）、安全衛生委員巡回によるリスク抽出		
		●社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防の推進	●特定保健指導の実施、管理職向け職場マネジメント説明会開催、長時間残業抑制指導等		

5. お客様

テーマ	中期目標	2016 年度目標	2016 年度実績	達成度	2017 年度目標
お客様との信頼関係の強化 お客様起点の徹底、	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業教育プログラム再構築による関連知識の習得、コミュニケーション能力の開発・育成推進 ◆CS 調査結果に基づくお客様満足度の向上 ◆公正な取引、法令の遵守（2017 年度より） 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業グループ教育プログラムの再構築、営業スキル向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●関連知識講習会開催、海外赴任者向け教育充実、海外販社向け情報伝達充実 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●安全保障輸出における管理基準の見直し、関係部門への教育による徹底
		<ul style="list-style-type: none"> ●CS 調査等の資料分析・活用方法の再検討、お客様満足度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様レイティングに関する再調査、社内への報告体制の充実等 		

6. お取引先

テーマ	中期目標	2016 年度目標	2016 年度実績	達成度	2017 年度目標
サプライチェーン全体におけるCSR推進	当社調達基本方針・調達指針の周知・徹底・浸透	<ul style="list-style-type: none"> ●お取引先への資材方針の周知 ●主要お取引先を対象とした CSR アンケート実施 ●構内請負お取引先を対象とした CSR 状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●お取引先認識状況調査（認識率：国内 99.9%、海外 100%） ●EICC 行動規範に準拠した CSR アンケート実施（100%回収） ●CSR アンケートに基づく構内請負実態確認（年 2 回実施） 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●お取引先への資材方針の周知 ●主要お取引先を対象とした CSR アンケートの実施 ●構内請負お取引先を対象とした CSR 状況確認 ●新規お取引先への資材方針周知、評価
紛争・デューデリジェンスの推進	購入品における紛争鉱物調査の実施、原材料の源流に遡ったデューデリジェンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●EICC テンプレートを使用した原材料源流調査、デューデリジェンス推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査実施、ヒアリング・リスク評価、リスク評価に基づく調達改善要請 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●EICC テンプレートを使用した原材料源流調査、デューデリジェンス推進
BCP 構築	購入品における BCP 調査の実施、BCP 構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP 調査、BCP 構築によるリスク低減 	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP 調査実施、ヒアリング・リスク評価、リスク評価に基づく改善要請 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP 調査、BCP 構築によるリスク低減

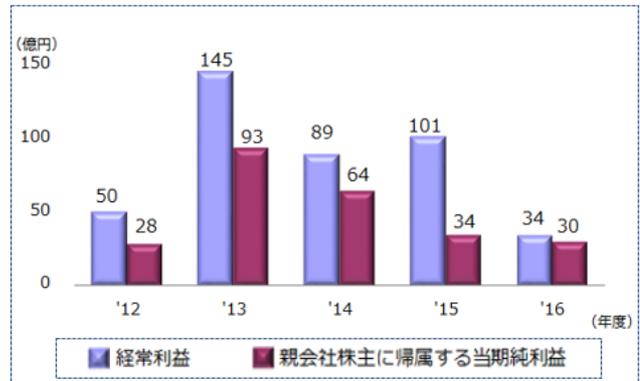
財務・非財務データ

業績・財務情報（連結）

【売上高】



【経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益】



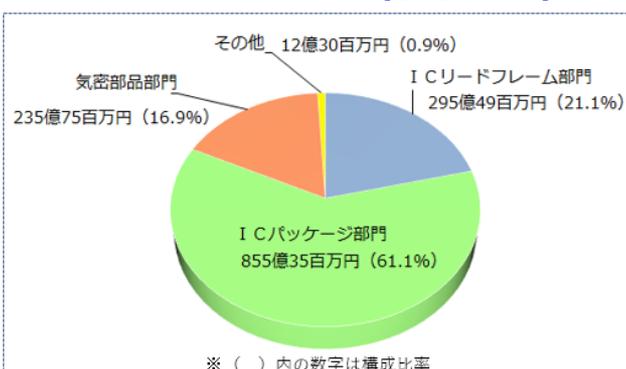
【総資産／純資産】



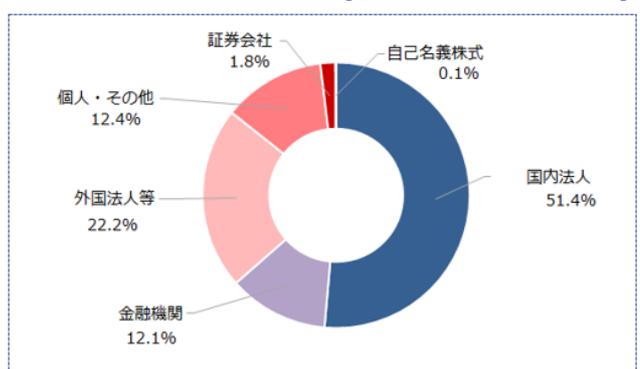
【設備投資】



【部門別売上高構成（2016年度）】



【所有者別株式分布状況（2017年3月末現在）】



◆業績・財務情報について

有価証券報告書をはじめとする所定の報告書のほか、半期毎に業績・財務状況の概要を「報告書」として発行し、これらは当社ウェブサイトにも掲載しています。

当社は、株主・投資家の皆様に企業価値向上の取り組みとその成果をご理解いただけるよう、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

社員関連データ

【社員構成】（新光電気グループ）

		2014年度 (2015年3月期)	2015年度 (2016年3月期)	2016年度 (2017年3月期)
地域別社員数（人）		4,905	4,880	4,848
	日本（比率）	85.7%	85.1%	85.0%
	アジア（"）	13.5%	14.0%	14.1%
	米州（"）	0.8%	0.9%	0.9%
雇用形態別社員数（人）	正規	4,905	4,880	4,848
	非正規※	216	240	263

※嘱託社員、契約社員、パートタイマー等を含み、派遣社員は含まない。

【多様性】（新光電気）

		2014年度 (2015年3月期)	2015年度 (2016年3月期)	2016年度 (2017年3月期)
社員数（人）		4,117	4,070	4,037
平均年齢（歳）		43.8	44.3	44.8
平均勤続年数（年）	全平均	21.8	22.4	22.9
	男性	21.3	21.9	22.4
	女性	23.6	24.2	24.8
男女別社員数（人）	男性	3,224	3,190	3,164
	女性	893	880	873
女性社員比率（%）		21.7%	21.6%	21.6%
女性管理職比率（%）※		1.8%	1.8%	2.1%
外国人社員数（人）		6	6	6
障がい者雇用率（%）※※		2.26%	2.26%	2.24%

※グループ会社への出向者および非正規含む。

※※国内グループ会社および非正規含む。（毎年6月集計）

【雇用】（新光電気）

		2014年度 (2015年3月期)	2015年度 (2016年3月期)	2016年度 (2017年3月期)
採用（人）		42	48	51

【制度利用】（新光電気）

		2014年度 (2015年3月期)	2015年度 (2016年3月期)	2016年度 (2017年3月期)
育児休職 利用者数（人）	合計	36	38	28
	男性	1	3	1
	女性	35	35	27
育児休職後の復職率（%）		100%	100%	94%
育児休職後の定着率（%）※		100%	100%	100%
介護休職 利用者数（人）	合計	0	1	2
	男性	0	0	1
	女性	0	1	1
介護休職後の復職率（%）		-	-	100%
介護休職後の定着率（%）※		50%	-	-
妻の出産休暇 取得者数（人）		30	35	32

※育児休職後／介護休職後の定着率：復職後12カ月の時点で在籍している社員の比率。

環境データ

更北工場

□ 大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	4.41	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	66	47

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン濃度	5.0~9.0	5.2~8.8	7.8	7.22
BOD	600	540	220	118.17
浮遊物質量	600	300	44	21.92
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1
銅	3	1	0.05	0.03
亜鉛	2	1	0.06	0.05
溶解性鉄	10	5	0.06	0.03

高丘工場

□ 大気 対象：C棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	3.68	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	72	41.2

対象：K棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	<0.005	<0.005
硫黄酸化物	Nm ³ /h	7.40	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	22	18.4

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	長野県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.0-8.4	7.7	7.06
BOD	160	30	27	23	8.81
浮遊物質量	200	50	25	19	12.18
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	2	1	0.73	0.23
亜鉛 ^{※4}	5	3	1.5	0.09	0.03
溶解性鉄	10	10	3	0.09	0.05
溶解性マンガン	10	10	3	0.12	0.05
クロム	2	1	0.5	<0.02	<0.02

※1 大気汚染防止法施行規則附則 (S60.6.6 総令 31) により、当面は適用無し

※2 1回/3年の測定管理 (2016年度は測定無し)

※3 ガス燃料 (硫黄成分の含有無し) のため測定していない

※4 国・県の基準値は、2021年12月10日までの暫定基準

若穂工場

□ 大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	5.5	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	135	84	34

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン濃度	5.0~9.0	5.2~8.8	7.8	7.56
BOD	600	540	440	327
浮遊物質量	600	200	79	62.91
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1
銅	3	2.7	0.61	0.43
亜鉛	2	1	0.03	0.01
溶解性鉄	10	3	0.04	0.03
溶解性マンガン	10	4	0.47	0.13
クロム	2	0.4	<0.02	<0.02

新井工場

□ 大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	7.1	0.2	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	120	53	27.5

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.0-8.4	7.5	7.29
BOD	160	25	23	23	5.35
浮遊物質量	200	50	32	12	6.09
n-ヘキサン	5	5	4	<1	<1
銅	3	2	1	0.07	0.04
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	0.02	0.02
溶解性鉄	10	10	5	0.12	0.08
溶解性マンガン	10	10	3	0.54	0.19
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

京ヶ瀬工場

□ 大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	4.65	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	20	18

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.2-8.2	7.1	6.9
BOD	160	160	80	7.7	5.2
浮遊物質量	200	200	65	3	1.5
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	3	1	<0.02	<0.02
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	0.03	0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.09	0.06
溶解性マンガン	10	10	3	<0.02	<0.02
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

品質・環境マネジメントシステム 認証取得状況

【品質マネジメントシステム ISO9001・ISO/TS16949】

<ISO9001>

会社名	製品	認証取得日
新光電気工業株式会社	リードフレーム製品	1994年12月28日
コンポーネント事業部	ガラス端子・静電チャック製品等	1995年6月16日
アセンブリ事業部	アセンブリ製品	1996年3月8日
PLP事業部	半導体デバイス用基板製品	2003年1月10日
PLP事業部	半導体用基板製品	2004年3月5日
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	リードフレーム製品	2003年12月29日
SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.	リードフレーム製品	2008年10月5日
KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.	ガラス端子・セラミックサーミア レスタ	1997年6月5日

<ISO/TS16949>

会社名	製品	認証取得日
新光電気工業株式会社	リードフレーム製品	2012年10月21日
アセンブリ事業部	アセンブリ製品	2015年7月16日
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	リードフレーム製品	2014年12月12日

【環境マネジメントシステム ISO14001】

◆国内拠点（富士通グループ統合認証登録事業所 認証取得日/1995年9月12日）

〔当社事業所〕

本社(更北工場) 若穂工場 高丘工場 新井工場 京ヶ瀬工場 会津分室 新光開発センター

〔国内子会社〕

新光パーツ株式会社 新光テクノサーブ株式会社

◆海外生産拠点

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (認証取得日/2000年10月18日)

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (認証取得日/2003年7月3日)

SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (認証取得日/2011年4月4日)

環境会計

環境省の「環境会計ガイドライン 2005年版」および「富士通グループ環境会計ガイドライン」(富士通グループ独自の考え方に基づく推定的効果などを加味)に準拠し集計しています。

◆2016年度実績

単位：百万円

分類	主な範囲	投資額 (前年比増減※)	費用額 (前年比増減※)	経済効果額 (前年比増減※)
事業 エ リ ア 内	公害防止	293.9 (+80.7)	1,948.1 (+2.4)	2,677.4 (-498.1)
	地球環境保全	41.7 (-8.8)	1,149.8 (-69.8)	98.9 (-191.2)
	資源循環	0 (-)	329.7 (+30.8)	6,448.9 (-466.0)
管理活動	ISO14001、環境教育、環境保全など	9.8 (+0.5)	331.5 (+36.9)	28.8 (+15.4)
研究開発	製品等への環境配慮研究など	0 (-)	41.7 (+10.9)	739.0 (-20.0)
合計		345.4 (+72.4)	3,800.8 (+11.2)	9,993.0 (-1,159.9)

※前年比増減 = 2016年度 - 2015年度

事業概要

会社概要

商号	新光電気工業株式会社 (英文社名) SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.	
所在地	本社 長野県長野市小島田町 80 番地	
代表者	代表取締役会長兼社長 豊木 則行	
設立年月日	1946年(昭和21年)9月12日	
主な事業内容	プラスチックラミネートパッケージ(PLP)、テープBGA、リードフレーム、ガラス端子、静電チャック、サーミアレスタ、マルチチップパッケージ(MCP)などの製造・販売、ICアセンブリ、各種モジュール組立	
資本金	242億2千3百万円(2017年3月31日現在)	
決算期	3月31日	
上場市場	東京証券取引所 第一部	
従業員	連結 4,848名 単独 4,037名(2017年3月31日現在)	
工場等	本社・更北工場(長野県長野市) 若穂工場(長野県長野市) 高丘工場(長野県中野市) 新井工場(新潟県妙高市)	京ヶ瀬工場(新潟県阿賀野市) 新光開発センター(長野県長野市) 栗田総合センター(長野県長野市) 会津分室(福島県会津若松市)
営業所等	東京営業所(東京都渋谷区) 大阪営業所(大阪府大阪市) 仙台営業所(宮城県仙台市) 長野営業所(長野県長野市)	名古屋営業所(愛知県名古屋市) 大分営業所(大分県大分市) 福岡営業所(福岡県福岡市) マニラ駐在員事務所(フィリピン)
連結子会社	10社(国内2社、海外8社)	
関連会社	1社(海外)	



本社・更北工場



若穂工場



高丘工場



新井工場



京ヶ瀬工場

新光電気グループの事業拠点

* 連結子会社

日本

新光電気工業株式会社

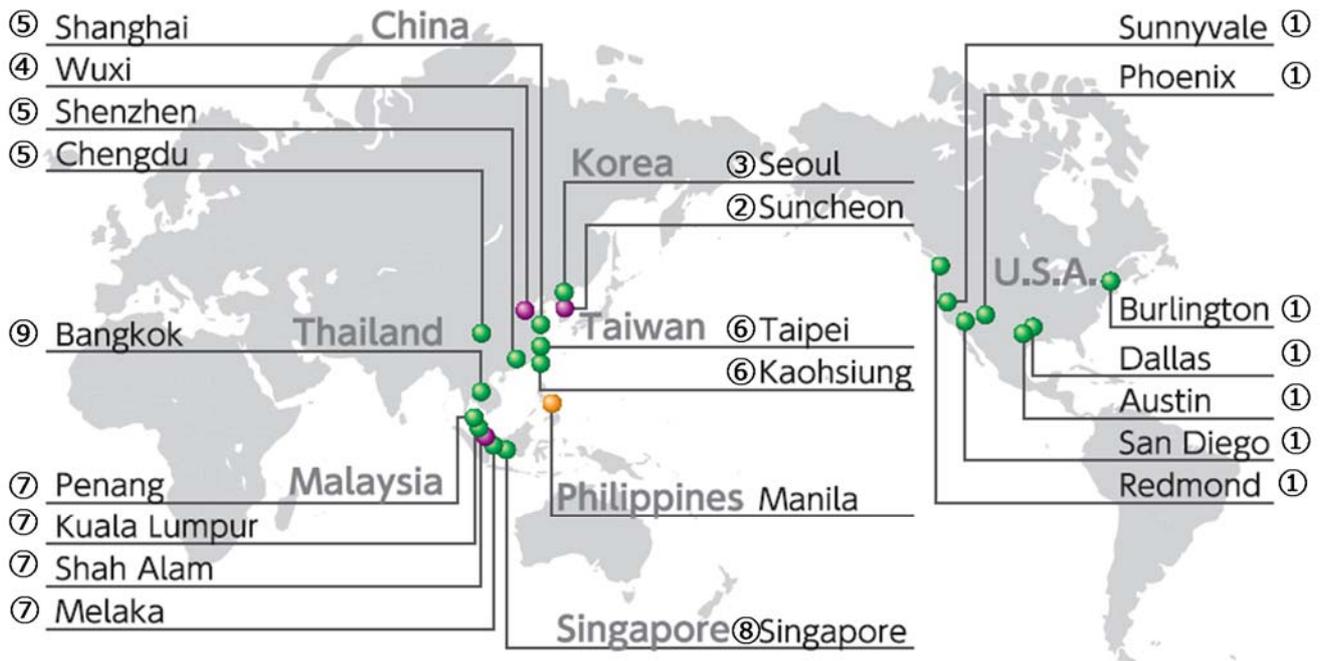
- * 新光パーツ株式会社（長野県長野市）
- * 新光テクノサーブ株式会社（長野県長野市）

北米

- * SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC.（アメリカ合衆国）①

アジア

- * KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.（大韓民国）②
- * KOREA SHINKO TRADING CO., LTD.（大韓民国）③
- * SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.（中華人民共和国）④
- * SHANGHAI SHINKO TRADING LTD.（中華人民共和国）⑤
- * TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD.（台湾）⑥
- * SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア）⑦
- * SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD.（シンガポール共和国）⑧
- SHINKO MICROELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.（タイ王国）⑨



● 営業拠点 ● 駐在員事務所 ● 生産拠点

重要性の評価・重要課題の選定

重要課題の選定にあたり、サステナビリティ情報開示におけるグローバルスタンダードである GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版を参照のうえ、抽出した社会的課題の中から、ステークホルダーにおける重要性および自社ビジネスにおける重要性の両側面から重要性の評価を実施しました。

選定した重要課題については、妥当性の確認を行うとともに、定期的に見直しを実施しています。

なお、本報告書においては、選定した重要課題に加え、当社グループとしてステークホルダーの方々にお伝えしたい活動内容についても報告しています。

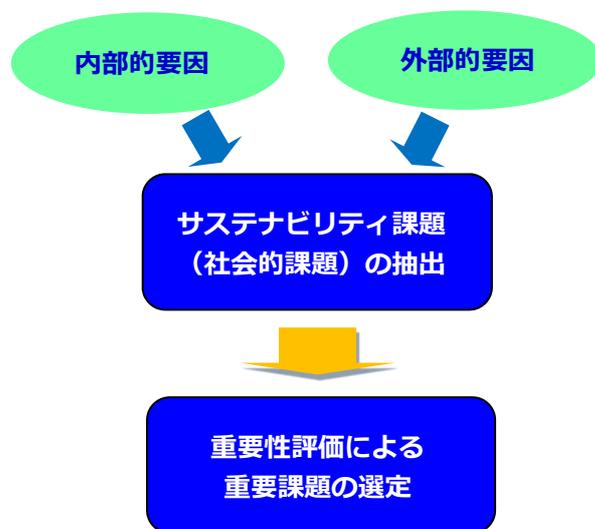
【重要課題選定プロセス】

1. サステナビリティ課題（社会的課題）の抽出

内部的要因（企業指針、経営方針等）および外部的要因（主要な国際サステナビリティ関連標準、ステークホルダーからの要請等）に基づき、154項目のサステナビリティ課題（社会的課題）の抽出を実施しました。

抽出した課題については、7分野71項目に分類・統合しています。

- ◆参考にした国際サステナビリティ関連標準
 - ① GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版
 - ② EICC（電子業界 CSR アライアンス）行動規範
 - ③ ISO26000
 - ④ 国連グローバル・コンパクト



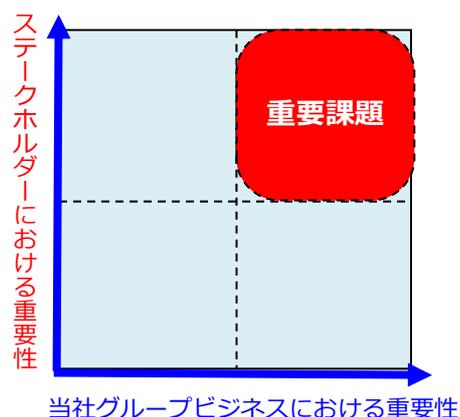
2. 重要性評価による重要課題の選定

上記7分野71項目の課題について、ステークホルダーにおける重要性と当社グループビジネスにおける重要性の二つの視点より評価を実施しました（マネジメント関連項目は除く）。

重要性の評価にあたっては、各課題について下記指標による評価を行いました。評価の結果、6分野24項目を重要課題として選定しています。

なお、選定した重要課題については、社内関係部門において妥当性の確認を実施しています。

【重要課題の位置づけ】



重要性評価における評価指標

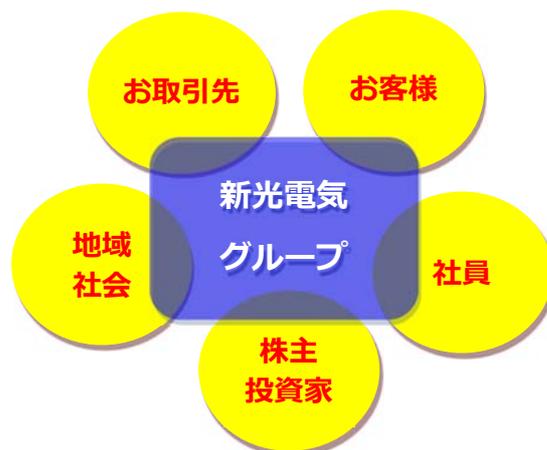
ステークホルダーにおける重要性	当社グループビジネスにおける重要性
ステークホルダーへの影響度	企業存続・操業への影響度
ステークホルダーからの意見・関心度	経営理念・経営方針等との関連度
サステナビリティ国際基準における重要度	今後の当社グループのあるべき姿との関連度
業界・同業者による取り組み状況	現在のCSR取り組み状況

ステークホルダーとのコミュニケーション

新光電気グループにおけるビジネスは、お客様、お取引先、株主・投資家や地域社会の皆様、および社員等、さまざまなステークホルダーの皆様によって支えられています。ステークホルダーの皆様から寄せられるご期待に応え、長期的かつ安定的な利益の創出および企業価値の継続的な向上をはかることが、当社グループに求められています。

当社グループにおいては、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、当社グループに対するご期待やご要望等を把握するとともに、社会的課題を理解することにより、企業としての社会的責任の遂行、社会の持続的成長への貢献を目指してまいりました。

今後も、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを一層充実させることにより、信頼関係の向上、社会的課題への取り組みの強化をはかってまいります。



ステークホルダーとの主なコミュニケーション

ステークホルダー	SHINKO Way における企業指針	コミュニケーション (主要なもの)	主な窓口部門
お客様	お客様の成功に貢献し、かけがえのないパートナーとしてともに成長することを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査 ・お客様からの CSR・EICC 関連調査対応 ・国内・海外における展示会 ・ウェブサイトによる情報発信 等 	営業部門 海外販売会社 事業部門
お取引先	長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてともに繁栄・存続していく、共存共栄の関係を築きます	<ul style="list-style-type: none"> ・調達指針等周知 ・CSR 関連アンケート、実態確認 ・紛争鉱物調査 ・お取引先コンプライアンスライン 等 	資材調達部門
株主・投資家	企業価値向上の取り組みや成果を理解いただけるよう、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示します	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会 ・報告書・中間報告書 ・IRウェブサイトによる情報発信 ・問い合わせ対応 ・IRフォーラム 等 	広報 IR 部門
地域社会	地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の皆様との定期交流会 ・工場見学会（地域・近隣学校） ・地域行事への参加 ・社会貢献・ボランティア活動 ・自治体との対話 等 	総務部門 各事業所
社員	多様性の尊重による企業価値の向上を目指すとともに、自己の成長を実現できるよう支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協議会 ・安全衛生委員会、働き方改革労使会議 ・企業倫理ヘルプライン ・目標管理・業務目標面接制度 ・社内報、イントラネット 等 	人事部門 総務部門

編集方針

新光電気グループでは、さまざまなステークホルダーの皆様に、当社グループにおける「環境」「社会」「コーポレート・ガバナンス」を中心とした CSR 活動についてご理解いただくことを目的として、毎年「環境・社会報告書」を発行しています。

「環境・社会報告書 2017」では、1 年間の活動状況のご報告に加え、特集ページにおいて、海外グループ会社における環境保全や社会貢献活動等の取り組み事例についてもご紹介しています。

【参考にしたガイドライン】

- ・ GRI Sustainability Reporting Guidelines 第 4 版
- ・ 環境省 環境報告ガイドライン（2012 年版）
- ・ 環境省 環境会計ガイドライン 2005 年版

【対象期間】

2016 年度（2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで）の活動を中心に、一部それ以前の取り組みや、直近の活動報告を含みます。

【報告書の対象組織】

原則として新光電気グループ全体の活動やデータを中心に掲載していますが、グループ全体を把握できていない項目については、個別に対象範囲を記載しています。

なお、新光電気工業株式会社を「当社」、新光電気工業株式会社を含むグループ会社全体を「新光電気グループ」、新光電気工業株式会社を含む国内のグループ会社全体を「新光電気グループ（国内）」と総称しています。

【発行日】

2017 年 9 月

（次回発行予定 2018 年 9 月 前回発行 2016 年 9 月）

お問い合わせ先

新光電気工業株式会社

コーポレートコミュニケーション室 広報 I R 部

〒381-2287 長野県長野市小島田町 80

電話（026）283-6450

環境管理統括部 環境技術部（環境関連事項）

〒381-2287 長野県長野市小島田町 80

電話（026）283-2955

GRIガイドライン対照表

「環境・社会報告書 2017」の作成にあたって、GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版を参照しています。本ガイドラインのオプションとして、「中核 (Core)」オプションを選択しています。

1. 一般標準開示項目

※・・・中核 (Core) オプションの指標

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
戦略および分析			
G4-1	※ a.組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	2	トップメッセージ
G4-2	a.主要な影響、リスクと機会	2 36-38 39-42	トップメッセージ リスクマネジメント CSR 活動マネジメント
組織のプロフィール			
G4-3	※ a.組織の名称	47	会社概要
G4-4	※ a.主要なブランド、製品およびサービス	3 47	製品紹介 会社概要
G4-5	※ a.組織の本社の所在地	47	会社概要
G4-6	※ a.組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	48	新光電気グループの事業拠点
G4-7	※ a.組織の所有形態や法人格の形態	33 43 47	コーポレート・ガバナンス 業績・財務情報 会社概要
G4-8	※ a.参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）	3 4 48	製品紹介 新光電気グループの事業領域 新光電気グループの事業拠点
G4-9	※ a.組織の規模 ・総従業員数 ・総事業所数 ・純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） ・株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） ・提供する製品、サービスの量	43 44 47 48	業績・財務情報 社員関連データ 会社概要 新光電気グループの事業拠点
G4-10	※ a.雇用契約別および男女別の総従業員数 b.雇用の種類別、男女別の総正社員数 c.従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 d.地域別、男女別の総労働力 e.組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否か f.雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）	44	社員関連データ
G4-11	※ a.団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	24	労使関係
G4-12	※ a.組織のサプライチェーンの記述	30-32	サプライチェーンによる社会的責任の推進
G4-13	※ a.報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実。例えば、 ・所在地または事業所の変更（施設の開設や閉鎖、拡張を含む） ・株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合） ・サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選択や終了を含む）	33	コーポレート・ガバナンス
外部のイニシアティブへのコミットメント			
G4-14	※ a.組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	15 35 36-38	環境リスク対策 EICC 行動規範への取り組み リスクマネジメント

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
G4-15	※ a.外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	35	EICC 行動規範への取り組み
G4-16	※ a. (企業団体など) 団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるもの ・ガバナンス組織において役職を有しているもの ・プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・会員資格を戦略的なものとして捉えているもの	-	該当なし
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			
G4-17	※ a.組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体 b.組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることの有無	47 48 51	会社概要 新光電気グループの事業拠点 編集方針：報告書の対象組織
G4-18	※ a.報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス b.組織における「報告内容に関する原則」の適用状況	49	重要性の評価・重要課題の選定
G4-19	※ a.報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面	52-59	GRI ガイドライン対照表
G4-20	※ a.各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー	51	編集方針：報告書の対象組織
G4-21	※ a.各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー	51	編集方針：報告書の対象組織
G4-22	※ a.過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	-	該当なし
G4-23	※ a.スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更	-	該当なし
ステークホルダー・エンゲージメント			
G4-24	※ a.組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	50	ステークホルダーとのコミュニケーション
G4-25	※ a.組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準	7-8 50	CSR の基本方針 ステークホルダーとのコミュニケーション
G4-26	※ a.ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かの報告	49 50	重要性の評価・重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション
G4-27	※ a.ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）、また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループの報告	39-42 50	CSR 活動マネジメント ステークホルダーとのコミュニケーション
報告書のプロフィール			
G4-28	※ a.提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）	51	編集方針：対象期間
G4-29	※ a.最新の発行済報告書の日付（該当する場合）	51	編集方針：発行日
G4-30	※ a.報告サイクル（年次、隔年など）	51	編集方針：発行日
G4-31	※ a.報告書またはその内容に関する質問の窓口	51	お問い合わせ先
GRI 内容索引			
G4-32	※ a.組織が選択した「準拠」のオプション b.選択したオプションの GRI 内容索引 c.報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報	52-59	GRI ガイドライン対照表
保証			
G4-33	※ a.報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 b.サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 c.組織と保証の提供者の関係 d.最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	-	該当なし

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
ガバナンス			
ガバナンスの構造と構成			
G4-34	※ a.組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む） 経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定	33	コーポレート・ガバナンス
G4-35	a.最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス	33	コーポレート・ガバナンス
G4-36	a.組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否か	33	コーポレート・ガバナンス
G4-37	a.ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス、協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて	-	-
G4-38	a.最高ガバナンス組織およびその委員会の構成 ・執行権の有無 ・独立性 ・ガバナンス組織における任期 ・構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 ・ジェンダー ・発言権の低いグループのメンバー ・経済、環境、社会影響に関する能力 ・ステークホルダーの代表	33	コーポレート・ガバナンス 「コーポレートガバナンス報告書」
G4-39	a.最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か（兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由）	-	-
G4-40	a.最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス、また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準 ・多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか		「コーポレートガバナンス報告書」
G4-41	a.最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス、ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか ・役員会メンバーの相互就任 ・サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ・支配株主の存在 ・関連当事者の情報	33	コーポレート・ガバナンス 「コーポレートガバナンス報告書」
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割			
G4-42	a.経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割	7-8 39-42	CSRの基本方針 CSR活動マネジメント
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価			
G4-43	a.経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を 発展・強化するために講じた対策	-	-
G4-44	a.最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わる パフォーマンスを評価するためのプロセス、当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度、また当該評価が自己評価であるか否か b.最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わる パフォーマンスの評価に対応して講じた措置、この報告では少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を記載	-	-

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割			
G4-45	a.経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割、この報告には、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含める。 b.ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か	36-38	リスクマネジメント
G4-46	a.組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割	36-38	リスクマネジメント
G4-47	a.最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度	36-38	リスクマネジメント
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割			
G4-48	a.組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職	-	-
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割			
G4-49	a.最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス	36-38	リスクマネジメント
G4-50	a.最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段	-	-
報酬とインセンティブ			
G4-51	a.最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬について報告 ・固定報酬と変動報酬 - パフォーマンス連動報酬 - 株式連動報酬 - 賞与 - 後配株式または権利確定株式 ・契約金、採用時インセンティブの支払い ・契約終了手当 ・クローバック ・退職給付（最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む） b.報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているか	-	-
G4-52	a.報酬の決定プロセス、報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か、報酬コンサルタントと組織の間にこの他の関係がある場合には、報告	-	-
G4-53	a.報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか、該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果	-	-
G4-54	a.組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率	-	-
G4-55	a.組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率	-	-
倫理と誠実性			
G4-56	※ a.組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）	7-8 34-35	CSRの基本方針 コンプライアンス
G4-57	a.倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）	19-20 34-35	人権尊重への取り組み コンプライアンス
G4-58	a.非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）	19-20 32 34-35	人権尊重への取り組み コンプライアンスの徹底 コンプライアンス

2. 特定標準開示項目

■・・・当社グループにおける重要課題

側面	特定標準開示項目		掲載頁	掲載項目
カテゴリー：経済				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 33 36 37 39-42 50	CSRの基本方針 コーポレート・ガバナンス リスクマネジメントの推進 事業継続の取り組み CSR活動マネジメント ステークホルダーとのコミュニケーション
■経済パフォーマンス	G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	43	業績・財務情報 「有価証券報告書【経理の状況】」
	G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	36	リスクマネジメントの推進
	G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲		「有価証券報告書【経理の状況】」
	G4-EC4	政府から受けた財務援助	-	-
地域での存在感	G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	-	-
	G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	-	-
■間接的な経済影響	G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	26	青少年育成支援
	G4-EC8	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	4	新光電気グループの事業領域
調達慣行	G4-EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	-	-
カテゴリー：環境				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 9 10-11 12 30-31 39-42	CSRの基本方針 環境方針・推進体制 環境マネジメントシステムの維持・改善 第8期環境行動計画 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
■原材料	G4-EN1	使用原材料の重量または量	18	2016年度の環境負荷
	G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	-	-
■エネルギー	G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	18	2016年度の環境負荷
	G4-EN4	組織外のエネルギー消費量	18	2016年度の環境負荷
	G4-EN5	エネルギー原単位	-	-
	G4-EN6	エネルギー消費量の削減量	-	-
	G4-EN7	製品およびサービスのエネルギー所要量の削減量	-	-
■水	G4-EN8	水源別の総取水量	18	2016年度の環境負荷
	G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	-	-
	G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	14 18	水使用量削減活動 2016年度の環境負荷
生物多様性	G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	-	-
	G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響	-	-
	G4-EN13	保護または復元されている生息地	27	環境保全活動・ボランティア活動
	G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数、これらを絶滅危険性のレベルで分類	-	-

側面	特定標準開示項目		掲載頁	掲載項目
■大気への排出	G4-EN15	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	13 18	地球温暖化対策 2016年度の環境負荷
	G4-EN16	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	13 18	地球温暖化対策 2016年度の環境負荷
	G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ3）	-	-
	G4-EN18	温室効果ガス（GHG）排出原単位	13	地球温暖化対策
	G4-EN19	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	13	地球温暖化対策
	G4-EN20	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	-	-
	G4-EN21	NO _x 、SO _x 、およびその他の重大な大気排出	18	2016年度の環境負荷
■排水および廃棄物	G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	18	2016年度の環境負荷
	G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	15 18	廃棄物削減活動 2016年度の環境負荷
	G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	10-11	環境マネジメントシステムの維持・改善
	G4-EN25	バーゼル条約2付属文書I、II、III、VIIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	-	-
	G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	-	-
製品およびサービス	G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	13 13 14 15	地球温暖化対策 原材料削減の取り組み 水使用量削減活動 廃棄物削減活動
	G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率（区分別）	-	-
■コンプライアンス	G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	10-11	環境マネジメントシステムの維持・改善
輸送・移動	G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	18	2016年度の環境負荷
環境全般	G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資（種類別）	46	環境会計
■サプライヤーの環境評価	G4-EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	-	-
	G4-EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）および行った措置	30-31 32	企業の社会的責任に配慮した調達活動 グリーン調達活動
環境に関する苦情処理制度	G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	-	-
カテゴリー：社会				
サブカテゴリー：労働慣行とディーセント・ワーク				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 21-22 23 30-31 39-42	CSRの基本方針 安全・快適な職場環境づくり 人材の育成と活用 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
■雇用	G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	44	社員関連データ
	G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	-	-
	G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	44	社員関連データ
■労使関係	G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	-	-
■労働安全衛生	G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	24	労使関係
	G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数（地域別、男女別）	21-22	安全・快適な職場環境づくり

側面	特定標準開示項目		掲載頁	掲載項目
■労働安全衛生	G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	-	-
	G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	24	労使関係
■研修および教育	G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別)	23	人材の育成と活用
	G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	20 23	活力ある企業風土づくり 人材の育成と活用
	G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率(男女別、従業員区分別)	23	人材の育成と活用
■多様性と機会均等	G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)	44	社員関連データ
男女同一報酬	G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別)	-	-
■サプライヤーの労働慣行評価	G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	-	-
	G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置	30-31	企業の社会的責任に配慮した調達活動
労働慣行に関する苦情処理制度	G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	-	-
サブカテゴリー：人権				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 19-20 30-31 39-42	CSRの基本方針 人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
投資	G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	-	-
	G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間(研修を受けた従業員の比率を含む)	19-20	人権尊重への取り組み
■非差別	G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	-	-
■結社の自由と団体交渉	G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	-	-
■児童労働	G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	19-20 30-31	人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動
■強制労働	G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	19-20 30-31	人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動
保安慣行	G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	-	-
先住民の権利	G4-HR8	先住民の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	-	-
人権評価	G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	-	-
■サプライヤーの人権評価	G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	-	-
	G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)、および実施した措置	30-31	企業の社会的責任に配慮した調達活動
■人権に関する苦情処理制度	G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	-	-

側面	特定標準開示項目		掲載頁	掲載項目
サブカテゴリー：社会				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 25-26 30-31 39-42	CSRの基本方針 地域社会との共生・対話 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
■地域コミュニティ	G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	5-6 25-26 50	海外グループ会社における取り組み 地域社会との共生・対話 ステークホルダーとのコミュニケーション
	G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	-	-
腐敗防止	G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	36	リスクマネジメントの推進
	G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	34-35	コンプライアンス
	G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	-	-
公共政策	G4-SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	-	-
反競争的行為	G4-SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	-	-
コンプライアンス	G4-SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	-	-
■サプライヤーの社会への影響評価	G4-SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	-	-
	G4-SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	30-31	企業の社会的責任に配慮した調達活動
社会への影響に関する苦情処理制度	G4-SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	-	-
サブカテゴリー：製品責任				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 28 30-31 39-42	CSRの基本方針 品質でお客様と社会の信頼を支える 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
顧客の安全衛生	G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	28	品質でお客様と社会の信頼を支える
	G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	-	-
製品およびサービスのラベリング	G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	-	-
	G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	-	-
	G4-PR5	顧客満足度調査の結果	-	-
マーケティング・コミュニケーション	G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上	-	-
	G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	-	-
■顧客プライバシー	G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	38	情報セキュリティ
■コンプライアンス	G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	-	-

